

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 9. September, 1907.
VOL. XX.

監獄協會雜誌

第貳拾卷
第九號

監獄協會發行

明治廿一年五月創刊

明治四十年

九月二十日發行

每月一回二十日發行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

第二十卷第九號目次

○論	監獄時事見	上田定次郎	(一頁)
○寄書	監獄時事見	安永三郎	(二頁)
○統計	監獄時事見	野田生	(二九頁)
○救護事業	監獄時事見	高橋二郎	(五〇頁)
○雜錄	監獄時事見	原昭	(五九頁)
○地方通信	監獄時事見	天田定次郎	(七一頁)
○質疑應答	監獄時事見	吉野山雄	(六九頁)

第二十卷第八號目次

○論	監獄時事見	香川又二郎	(一頁)
○寄書	監獄時事見	藤木香骨	(九頁)
○統計	監獄時事見	山崎村精	(二〇頁)
○救護事業	監獄時事見	高橋二郎	(五〇頁)
○雜錄	監獄時事見	原昭	(五九頁)
○地方通信	監獄時事見	天田定次郎	(七一頁)
○質疑應答	監獄時事見	吉野山雄	(六九頁)

監獄協會雜誌第貳拾卷第九號

論説

監獄時事見

上田定次郎

一、新に起草せられたる監獄法案の内示を望む

曩に發布せられたる新刑法の實施は、實に我國刑事界に於ける刑事的革命的過渡期であると予輩は信するのである、蓋し法曹社會の意見を付度するに新刑法は或る二三の點を除くの外殆んど完を盡し美を極むると云ふことであるが、此新刑法實施の曉に至りて果して立法者が期待したるが如く、満足なる刑法の効果を奏せしむることが出来るや否やとの問題即ち詞を替へて之を云へば新刑法に對する實質的效果如何との問題に至つては何うしても將來此新刑法を實際に運用し執行する所の關係機關の働に依り始めて、活動力を生ずることは素より論を待たぬのであるからして、他日此新刑法を適當に執行し、充分なる活動力あらしむる所の責任を有する者は、果して何人であるかと云ふに、予輩は刑を宣告する所の裁判官と而して其裁判官が宣告したる刑を執行する所の監獄官との此二者であると答ふるに躊躇しないのである、果して然らば新刑法は其法文規定に於て如何に完備する所があつても若し之を運用する所の裁判機關なり、監獄機關が之に應ずる才の設備完全を缺く様なことがあつたならば、到底此新刑法が要求したる立法の精神を洞徹して充分の効果あらしむることが出来ないのではあ

る、殊に此新刑法は舊刑法に比し根本的改正で然かも歐米最新の法理を採用せられたる結果として、其運用の當局機關たる裁判官、監獄官の職權に委任したる範圍が非常に擴張せられたのである、故に將來此の重き責任を有する所の兩機關の當局者は此際充分に之に應ずる所の準備即ち研究を要することは尤も刻下の急務ではあるまいか

予輩の聞く所に依れば新刑法發布以來政府は之れが實施準備として種々の調査を遂げられつゝありと云ふことであつて、現に此新刑法を審査立案せられたる所の法律調査委員の手に於て刑法實施に必要な刑法施行法並監獄法案を調査せられつゝありと云ふ事で、其成案も既に脱稿せりと云ふことを近頃聞くのであるが、果して然らば新刑法と同一委員の手許に於て調査立案せられたる刑法施行法監獄法案の内容に就ては、勿論完全無缺にして一點の批難すべき隙あるべき筈なきことを予輩は確信すると同時に、殊に亦監獄法案の審査立案の如きは、予輩が平素尤も尊敬する所の、小河法學博士が主として擔任せられたりと云ふことであるからして、予輩は一層其完壁たるべきを豫期し充分の信頼を置くに吝ならぬものであるけれども、前述の如く新刑法の實質的効力は裁判と執行との二機關の整備如何に重き關係ありとしたならば、今回規定せらるべき監獄法の内容如何は、予輩が豫め之を精密に研究し置くの必要あると同時に監獄當局者多年の實驗より得たる所の行刑諸般の利弊得失を參酌せらるゝこと亦尤も焦眉の急務ではあると信するのである、故に此際既に調査立案せられたる監獄法案なるものを我々監獄當局者に内示せられ、研究の資料を與へらるゝと共に廣く監獄當局をして新刑法實施準備の覺悟を完ふせしめられんことを希望するのである、

二、新刑法の實施に先だち監獄官吏の待遇及俸給を高められんことを望む
新刑法實施準備に關する事項は刑事訴訟法、監獄規則の改正を始めとし、苟も刑罰法規に關聯する所の總ての法令の上に著しき改正變更を要することは勿論であるが、政府は此際差當り刑事訴訟法其

論

說

他關係法規の改正に先だち、刑法施行法、監獄法を發布し新刑法を實施せられんとするの意向は、蓋し順序の當を得たるものと信すると同時に此新刑法を實施するの曉に至らば裁判官の撰任上一層人材を網羅するの必要あるを認めらるゝと、一面又新刑法實施の如何に拘はらず從來司法官の待遇俸給が他の一般行政官の夫れに比して比較的薄きに過ぐるより、早晚之を高められんとする趨勢ある今日であるからして、此際以上の理由を綜合して愈々司法官増俸に關する經費を來年度の豫算に計上せられたりと云へば、是に依て以て一は新刑法實施の準備となり、一は將來司法官の地位を高め裁判の神聖獨立を從來より、より以上に確保することが出来るであらうが、司法官の待遇及俸給の改正と同時に此法監獄官吏の待遇をも高め適當の増俸を斷行せられんことを希望するのである、

刑法改正の如何に拘はらず、監獄制度の改良は既往三十來我國の國是とする所であつた、政府は昔々此方針に向つて施政措置せらるゝことは固より疑なき所て、年々獄制に關する規定の改正を始めとし、監獄の改築新營等を遂行し、諸有點に就て改善を促進しつゝあることは、實に明かなる事實であつて、一面又監獄當局者が兼て此改良事業に熱心に且つ忠實に職務に執筆せることは識者の夙に認識する所て、予輩當局者の口より云ふときは稍々我田引水の譏なきにあらざるも、斯道諸士の熱烈なる意氣に至つては實に常に衝天の慨あることを予輩は信して疑はぬてある、要するに監獄當局者は此高尚且至難である所の職務の前には擧つて献身的「自己の名利杯」と云ふことは殆んど之を度外に措き所謂一意専心以て職務に盡瘁することを自己の天職と心得て居る實況であるのである、然るにも拘らず一般社會は兎角此職務の性質如何を知悉せざると、一面に於て現在監獄官吏の地位が比較的低下なるより、動もすれば此重要なる監獄事業に傾意する者の寡き結果、延いて監獄官吏を輕視卑下するの傾きあるは頗る遺憾とする所である、乍併監獄の當局者は前述の如く此高尚なる職務の爲めには素より社會の毀譽褒貶に彼是頓着する者では勿論ないけれども、凡う如何なる業務と雖も其性質の難易勞逸の如何

に依て其報酬を定むるの普通であるからして此高尚にして且重要な監獄の職務に従事する者に向つては夫れ其勢に酬ゆる所がなくしてはならぬことは亦素より當然の理勢であると信するの者にあるに我國監獄改良の既往、既に然るのみならず、近き將來に於て實施せらるべき新刑法をして果して實質的豫期の効果あらしめんと欲するには、何うしても監獄機關の整備に待たなくてはならぬと同時に將來監獄官吏の任擢に就ては尤も深き注意を拂はなくてはならぬことを信するのてあるが故に予輩は此際監獄官の地位待遇を從來より高むるの必要を認むるのて、其必要の程度は蓋し司法官の増俸待遇の改正との間に決して軒輕なきことを信するのである、試みに現今監獄官吏待遇如何と云ふに監獄の首長たる典獄の官等は高等官五等以下にして其俸給の如きも最高千六百圓に過ぎずして他の一般行政官吏に比し決して豊富なりと云ふことが出来ぬので、典獄以下監獄官吏殊に看守長に至つては實に薄給にして下級者に在ては尤も甚だしき困難なる生活を爲す現況であるのである。而して又戦後に於ける一般社會の狀態は如何であるかと云ふに物價の昂騰は自然に勞働者の賃銀を非常に高めつゝあるので、現に看守巡查の俸給を増加せられたのも畢竟社會の經濟狀態に斟酌せられたことは明かであるにも拘はらず今日看守の上官たる看守長の俸給平均は僅々二十四五圓に過ぎぬのであるから、下級看守長と看守の間に俸給の上に敢て差額がない寧ろ看守の方が裕であるのであつて其職務の重要且繁劇なるに比し不權衡の狀況を呈しつゝあるのである、尤も現在の監獄官吏は飽迄職務の神聖を樂みて此苦節を守り以て自己一身の名利の爲め其出所進退を二三にするが如き薄志弱行者は一人も之れなきこと、予輩は斷言するを憚からぬものであるけれども少くとも其官職地位を適當に保衛し得る次の給與を爲すの必要あることは先刻既に識者の認識する所であると信するからして此際司法官の増俸と同時に監獄官吏の俸給待遇適當の程度に迄昂進せられんことを希望して止まぬのである、之を要するに監獄官吏の待遇及俸給増加は刻下焦眉の急務であると共に新刑法實施の準備として、監獄官吏の撰

任を一層精擇するの必要ある今日の場合に於ては是非共此問題の解決を當局有司に馳望して止まぬのである、

三、免囚保護の完實を期する爲め希望を述べ

免囚保護に關する方法手段に就ては年來監獄當局者の間に頻りに唱導せられ、且當局者が自ら進んで種々の方法を講せられつゝあるのて其方法中苟も保護上有益なりと認めらるゝ事柄は殆んど遂行せられて餘蘊なしと云つても宜しかろうと思ふ、否監獄當局者は尙今日の保護の方法を以て決して完全なりとし満足して居る譯では勿論ないので、要するに此免囚保護の方法如何に就ては今日尙研究時代であるのであつて、監獄當局は諸有手段を講じて再犯防遏に努めつゝあることは素より争はれぬ事實であるが乍併免囚保護事業なるものは元來社會事業であり且客觀的相對事業である所の慈善行爲であるからして、只當局者の注意幹旋が如何に熱烈に且懇切であつても其奏功を完ふることが出来得ないので、何うしても廣く社會人士の仁慈なる同情を得なくてはならぬことは固より論を待たざる所である、然るに現今の社會は一般に此出獄人に向つて果して如何なる態度を取るかと云ふに同情保護の念は殆んど絶無で何等幹旋寄與する所なきのみならず、寧ろ却て彼等を擯斥し彼等の職業を奪ひ再犯を餘儀なくするの實況あるのは比々として皆然りと云ふべきである、故に彼れ出獄者の側より云はしめは我等が如何に前非を悔悟し熱心職業に従事せんとするも、社會は勿論、父兄親屬同族間の關係ある於ても同情庇護すると云ふことは全くないのであるからして、所謂背に腹は替へられぬと云ふ者窮迫の極、再三犯罪を繰返すに至ると云ふのであつて、是等刑餘者の衷心を洞察すれば洵に同情の念に堪へざる點が尠くないのである、乍併近來此免囚保護方法に就き喜ぶべき傾向あるのは各地方長官に於て管内警察署長及町村長に對して免囚保護の必要並に方法に付一片の訓令を發し兼て兩者と監獄との間に互に氣派を通じ刑餘者保護の完實を期せんとする方法が數個の地方に實施せらるゝと云ふこ

こである、彼の明治三十七年中戦後紀念として徳島縣に新に設けられたる免囚保護規約を始めとし引續き石川、青森、長崎、愛媛等、順次此方法を設けられたりと聞くのであつて、予輩は此施設の一日も早く全國府縣に普及せんことを希望して止まぬのであると同時に予輩監獄當局者は從來此免囚保護事業に就ては種々の方法を案じ直接間接に彼等が出獄後の善後策を講じつゝあるもので其方法の如何に就ては往々一部人士の間に彼は批難の聲を聞くのであるが予輩の實見に依れば彼等が出獄後の状況を調査する爲め警察又は公署に向つて公文を以て照復するが如きは或る場合に於て或は間接に刑餘者の名譽を毀損するの嫌なきにあらざるも、出來得べくんば教誨師又は監獄吏員が隨時私人として好意的訪問を爲し又は知己とし良友として書信を發して彼等に忠告助言を與ふる等其方法種々ありとも雖も、要するに其採擇取捨に於て機宜を失ふることがなかつたならば、蓋し免囚保護上裨益する所決して尠にあらざることを予輩は信するのである、現に予輩の從來期する所、彼等刑餘者を刑餘者と看做すの觀念を全然除去して總て可憐なる同胞を以て遇接するを主とし、獨り自營的職業の撰擇紹介を努め常に彼等と往復し彼等の信頼を繋ぐことを主眼とするのであつて、或は事宜に依り警察公署又は寺院等に對し保護誘導方を依頼し又は調査を求むることがあるけれども、今日に至る迄敢て甚しき支障不都合を見ざるのみならず、予輩が直接間接に彼等に寄與したる同情後援は其功實に空からぬものが多い之れがあるので、彼等が平素予輩に寄する感謝の書信は積んで山を爲すに至る實況であるのみならず、中には彼等が職業の閑暇を利用し道路の遠隔を辭せず態々歩を運び來訪し自己の消息を報する者も決して尠なくないのであつて、予輩は此等可憐なる出獄者の來信來訪に接する毎に衷心實に愉快に堪へざる感想を抱くのである、故に予輩は近來一層以上の旨趣を斟酌し出獄後の狀況調査の如きも可成監獄が自ら之を爲すの方針を取り書信を以て教誨教諭を加ふると同時に、彼等をして自ら自己の生活狀態を通信せしめ、更に獎勵助言を與ふることに取扱ひつゝあるのである、然れども免囚保護の性質

たるや元來が社會的事業であり如何に監獄のみが此方面に向つて盡瘁する所があつても、刑餘者の前途は飽迄も社會的生活でなければならぬのであるから、前顯數個の府縣に實施しつゝあるが如く普く地方機關より世の同情義侠なる慈善家の助力を請はなくてはならぬのは素より論を待たぬのである、故に此際主務省に於て内務省と篤と協商を遂げられ一般の免囚保護に關する政府の方針を示され併せて其準則なるものを全國地方長官に訓令せらるゝ様予輩は希望するのであつて、地方各機關の該事業に對する同情的施設と監獄當局との注意連絡を完ふすることを得ば將來一層此事業の完實成功を見んことが出來るであらうと予輩は信するのである、尙爲念茲に付記すべきことは今日現に各地方に行はれつゝある保護方法に關する規定を見るに幼年、未丁年者若くは或る一部の改悛の微候ある刑餘者に限らるゝが如き嫌あるのは固より相當の理由あることではあるけれども、予輩は所謂一視同仁の人道に如何であらうかと想像するので、出來得べくんば普遍的に一般の刑餘者に此惠を及さしめんことを希望するのであつて保護の規定に除外せられたる累犯者又は改悛の兆候なき多くの者に對して適當の保護を加ふる社、寧ろ却て社會の治安維持策として緊急ではなからうかと信するのである、然るに保護事業てう好名義の下に斯事業に従事する人々にして特に初犯者を撰び若くは幼年未丁年者に限り世には往々免囚保護を加ふると云ふが如き方針を取ることを聞くのであるが、是等は畢竟其成績を街ひ若くは成功を期するの急なる結果に外ならぬので未だ此事業の全豹を得たるものと認むることが出來ぬのであると思ふ

一般の出獄人保護に關する監獄當局の方針並予輩が此事業に對する希望は既に以上の通であるが、今日世間に多くある所の出獄人保護に關する團體の施設方法に就て予輩の卑見を一言すれば元來此保護事務の團體組織なるものは、勿論今日の場合殊に此事業の發達を獎勵する上に於ては必要の機關には相違ないけれども、大體に於て刑餘者を或る一定の機關に集合保護すると云ふことに就ては、將來大

に考慮を要する問題であると思はるゝのである、予輩の意見に依れば土地の状況即ち都鄙の區別に依て斟酌取捨を要する事柄であると信ずると同時に都會の地に於ては此集合保護の方法を可とするも僻阪の田舎に在ては此集合保護は寧ろ適當の措置でないことを予輩は實驗上信するのである、故に將來地方に在る此保護に關する團體機關の方針は今少しく其方法を轉じて個人分離保護を可と信するのである、個人分離とは固より予輩の假りに命名したる名稱に過ぎぬのであるが、要するに刑餘頼所なき者に對し監獄と社會との中間に位する中立機關として、云はゞ職業及雇主の紹介所たるの任務を盡すの覺悟を以てするを尤も簡易且裨益多きことを信するのである、予輩が既往兩三年來専ら此方針を取りつゝあるので、其効果却て前者の集合保護に優ることを實驗しつゝあるのであるから、世の斯業に傾意せらるゝ識者に向て聊か卑見を開陳した次第である、殊に此個人分離保護の方法に依るときは事業經營の性質の點に於ても經濟上得策であり、且被保護者たる刑餘人の感情に於ても惡しき耻つべき感想を與へず延いては種々の惡交的弊害を除去することを得る等利益多きことを信するのである、終りに尙一言すべきことは本年度に於て國庫の豫算に計上せられたる免因保護獎勵費の分配である、之れは云ふ迄もなく主務省に於て充分其事業施後の方法を甄別調査せられ専ら斯業の發達を圖らるゝことには勿論であると信じて疑はぬけれども其配當上の採否如何に就ては充分慎重の調査を遂げられ可成其目的を貫徹せんことに注意を拂はれんことを望むのであつて其補助申請の手續方法に就ても餘り煩些なる形式手数を要せしめられざる様予輩は囑望して置くのである。

○四 狀 視 察 篇 (承前)

安 永 三 四 郎 稿

第五款 衛生及清潔

生を好み死を惡むは、人情の常なり。故に、古より老、病、死の爲めに苦悶し、修養し、解脱せんことを求めし聖人、哲人、仙人少からず。然れども、歸する所は、生を養ひ病を救ふの醫術にあり。醫術、終局の目的は、保健に在るや、明か也。今日衛生と云ひ、清潔と云ふ、皆保健の手段なり。我大和民族は、古來潔癖の稱あり、不淨を忌み、清潔を好めることは、事實也。唯保健の思想乏しきが故に、往々生理に反する勤勉、忍耐、冒險を爲し、以て得意とするの弊あり。志士仁人既に然り、社會の中層下層に位する民人が、如何に保健に無頓着なるや、推測するに餘あり。隨て監獄に於ける囚徒も、衛生清潔の想念を缺くもの多きは、自然の勢也。吾人は自から健全にして、彼等の健全を勵まし、自から清潔を保ちて、彼等、清潔を守らしむるの活模範たるを要す。

試みに保健に關する因狀を例示せん。

(一) 飲食に對する注意

(二) 嗜好品の種類

(三) 酒及び煙草の禁止に對する影響

(四) 兩性離隔より生ずる反應

(五) 衣服臥具の清潔及び保存に關する注意

(六) 工場監房洒掃の模様

- (七) 常置器具取扱の模様
 - (八) 休憩及び睡眠の模様
 - (九) 盥嗽及び行廁の模様
 - (十) 入浴及び運動の模様
 - (十一) 疾病に對する注意
 - (十二) 醫治に對する感情
 - (十三) 衣食の給與に對する感情
 - (十四) 清潔規律を遵奉する意思の厚薄
 - (十五) 作業の怠慢又は虛弱にして勝へざる模様
 - (十六) 精神状態に異常の有無
- 而して之を視察するの機會と、事情とは、概ね左の如し。
- (イ) 定量の飲食を喫し了らざるときは、宜く疾病の有無、反抗の徴候を視よ。
 - (ロ) 行廁の過度なるときは、宜く先づ虚實を察し、痢秘を斷し、適當の措置を爲すべし。
 - (ハ) 夜間不眠の状態あるときは、破倫なる犯則なきや、自死の意思なきや、破獄の念なきや、單純なる煩悶不眠の状態なるやを詳にするを要す。
 - (ニ) 疾患あるも、自から進んで診察を願はざるときは、懇篤に教令を下し、受診せしめ。一面その意思を探究すべし。自覺せざるか、出願を憚るか、醫藥を服ひ迷信する所なきかと。
 - (ホ) 食量と作業との權衡を失するものありと、思料したるときは、その過不足の事由を詳悉して、上司に申告すべし。
 - (一) 診察を受けるとき、彼等の舉止に注目せば、得る所多からん。手甲を出すものは、常識に欠く

る所あらん。容體を過大に告ぐるものは、休役の野心あらん。醫師に敬意を欠くもの、媚を呈するもの哀求するもの、強要するものは、必ず胸中に一物あり。藥効の薄きを訴ふるものは、我れ其の處方に安心せざるを知る。預後を問ふものは、我れ其の不治を憂ふるを知る。其他類推すべし。

- (ト) 顔色憔悴したるときは、榮養不良に非ざるか、精神状態に異常なきか、を探究せよ。
- (チ) 咳嗽、咯痰、咯血あるときは、一面速かに診察を受けしめ。他の一面より、彼が自ら注意する所如何、自覺する所如何を視察すべし。
- (リ) 拂拭に力を費すものは、衣體の清潔に意あり。洒掃に、物品の洗乾排列に、よく規律を守り、勞を厭はざるものは、保健の貴きを解する也。
- (ス) 激怒して前後を忘れ、暴言を吐き、腕力に訴ふるものは、一時の興奮性に出るか、精神病の徴候なるか、抑も又伴狂なるか、宜しく周到なる視察を遂ぐべし。決して輕卒に鎮壓すべからず。
- (ル) 斷食、毒物を飲食に混すと畏るものあり。糞を食ひ尿を飲み、蛆を喫し蠅を呑むものあり。古釘、壁土を嚥下するものあり。何れも精神状態の變異なる徴候たるを失はす。
- (ヲ) 破倫行爲の如き、婦人畫包藏の如き、猥褻の交談、放歌の如き。煙草包藏の如き。凡そ情欲を満たさんとし、嗜好を縱にせんとするの状況を知るべし。

健康は人生の至情にして、處世の必要條件たる以上は、犯人の改良感化を促すには、精神の修養と、表裏相關するが故に。勉めて保健の手段方法を、彼等に會得せしめ、犯罪行爲の健康に傷害あることを、彼等の腦筋に深く印象せしむべし。

第四節 一般の動機

因狀の外部に顯はるゝ機會は、前節に於て略説せり、請ふ茲にその内容を論せん。夫れ視察の點を分つて五つと爲したるは、形式上の別のみ、實務の便益を與ふるのみ。實質上より言

へば、五者互に相關聯するのみならず、五者の中に包含せざる事項、尙之あらん。起臥飲食の規律を正しくせざる時は、衛生に害あるは勿論、職業の尋常ならざる疑問を惹起すべし。懶惰一び性となるときは、不潔を厭はざるは勿論、約束に背きて社交を破り、禁令に適ふて國安を害ふべし。一夫一婦の人情を實踐するの意思鞏固ならば、家庭の美を希ひ、花柳の病を免るべし。飲酒の害を悟り、之を禁ずるの勇氣猛烈ならば、懶惰の性を矯め、惡魔の巷より脱するを得ん。信念堅くして、獨を慎み、已に克つの境遇に進まんか、違法の觀念は猛火の如く、昨非を償ふに今是を以てするの希望は積水の如くならん。規律正しくして、心誠に氣平かなる品性に向上せんか、國法を敬畏し、家道を整理し、公共の利益を重ずるの良民とならん。一言一行、その動機如何を探究するときは、清潔の事項として視察したるもの、反りて信念より發するもあらん、何となれば神佛は淨清を愛すれば也。教育の目として視察したるもの、忽焉として作業の精勵たるを覺ることあらん。蓋し智識増進するときは、活動の勢力自から強大なれば也。獄則規律乃至衛生清潔の實質相關聯して、互に因果の接續するや、それ斯くの如し。故に

反省悔悟の情ありや否や 改悛飯善の狀ありや否や

を視察するには、五者を通觀して、之を材料として、以て行狀の動機如何を判斷するを要す。彼等の一旦豁然として、非を悟り善に飯するの時機に遭會せんか、實に妙機一髮の間に在り。漸積したる過去の材料に徴し、擔保せんとする將來の活動を考へ、以て瞬間現在の動靜に證據を求めざるべからず。責任ある以上は、之を難しと云ふとも通るゝを得ず。誠意熱心、以て之に當らば、改否の判斷、中らずと雖も還からざるを得べし。

第四章 行狀の報告

第一節 總 說

囚人の行狀を視察し得て、之を上司に報告するには、一定の順序を履み、適當の場所に於て、有効なる形式を以てするを要す。

一般の原則に依れば、看守は看守長に報告し、看守長より課長に、課長より典獄に歷進するを以て、一定の順序とす。然れども、事情緊急なる場合には、例外として、看守より課長若くは典獄に直接に報告することを得。例へば一般囚情の不穩なる兆候あるとき、逃走、自殺、暴行其他の事變あるときの如き、是也。

一般の事故あるときは、上司の居室に至り報告するを通例とす。若し緊急の事情ある場合には、上司巡視の際、報告することを得。

報告の形式に二様あり、口頭の報告、書面の報告、是れ也。口頭の報告は、時と場所とに注意を拂ふを要す。例へば囚人の目前に於てするときは、檢束、處遇に涉ることを得ず。工場に於ける一定の動作を中止するを得ず。書面の報告は、行狀報告簿に記入すべきものあり、犯則申告書を作成すべきものあり、單純なる報告書を要するものあり。一般の囚情に關するときは、工場監房の日誌を利用するも可なり、單純の書面を以て上申するも可なり。各囚の行狀に係るときは、犯則として申告するか、善行又は非行として報告するか、二者其一を擇ぶべし。若し撰擇に當りて疑を生ずるときは、先づ口頭を以て報告し、上司の指揮を待つて、之に承順すべし。概言すれば緊急の報告は口頭に由り、尋常の報告は行狀報告簿に由るべし。報告簿は勤務終了の後、記入するも妨げなしと雖も、口頭報告は必ず臨時迅速になさるべからず。

余が說かんとする所は、各囚の行狀を視察するに在り、故に報告の形式は専ら行狀報告簿に由るを以て、主眼とせり。然れども、行狀に變化を來したるときは、口頭を以て詳悉し、記入事項の遺漏を補

ひ、上司の留意を促すを要す。例へば

- (一) 不謹慎を認めしもの、謹慎と認めらるゝとき
 - (二) 謹慎と認めしもの、不謹慎と認めらるゝとき
 - (三) 反省悔悟の情なかりしもの、其真情を顯はしたるとき
 - (四) 反省悔悟の情ありしもの、其假裝なることを看破せしとき
 - (五) 逃走の念ありしもの、其斷念せしことを確認せしとき
 - (六) 逃走の念なしと認めしもの、其念あることを看破したるとき
 - (七) 精神に異常あるとき
 - (八) 詐病なるとき
- の如し。人は先入の奴隷たり易し、色目鏡を脱し難し。この弱點の爲め、遇囚の失誤多きを免れず。故に前後の行狀、相反する場合には、前者を打消すべき後者の事實を擧げて、之を記載し、同時に口頭報告の必要あることを斷信す。

第二節 報告の要則

第一則 報告は事實なるを要す。推定又は判斷を以て報告すべからず。推定又は判斷は、報告者其人の意見に過ぎず、視察者其人の意思を表白するに過ぎず。視察せらるゝ囚人、報告せらるゝ囚人、其者の行為即ち事實にあらざるなり。須らく、事實は囚人の行為にして、意見は看守の意思たることを忘るべからず。例へば、(甲囚は近時謹慎せり)と報告するは、只看守の意見に止るもの也。謹慎の事實を報告せんには、(甲囚は、去る三日個人教誨に於て、既往の非を悔ひ、將來謹慎すべき旨を誓ひしか果して之を實踐し、一舉一動、必ず紀律を恪守し、細心諸事に注意せるを見る。依て謹慎せるものと認む。)とするを要す。

第二則 事實の報告は、附加すべからず、減損すべからず、大小輕重各其眞實の分量なるを要す。吾人は動もすれば、愛憎の奴となり易し。其の憎む所のものに對しては、針小の非行を棒大に報告し、棟梁の如き善行も、薪柴の如く報告すると同時に。他の愛するものに對しては、偶ま禮拜すれば、常に禮拜すと報告し、屢次交談するも、多くは默許するを免れ難し。要は百度の非行は百度に報告し、一尺の善行は一尺に報ずるに在り。是れ即ち事實の報告なり。

第三則 怒り報告すること勿れ。怒は常識の敵なり、分別の仇なり、よし怒に乗せずとも、怒の餘波猶は感情の海に高きときは、その報告する所、彼岸の白砂を洗ふの情力あり。針小棒大、玉石共に焚くの過なきを保し難し。さなきだに、怒は遇囚の大敵なるにあらざるや。

第四則 善惡の兩面に向て、等しく報告すべし。愛して、その惡を知り、憎んで其の善を知るは、是れ君子なり、大人なり。矯正感化の職を奉ずるもの、宜しく此の氣概なるべからず。教育家の經驗する所によれば、兒童の非を責むるには、其の善行を稱揚して、而して後ちその過を正すを以て、最善の訓誡なりとせり。囚人も兒童の成長したるものにあらざるや。監獄も廣義の教育範圍内にあらざるや。且つ邦語にも、惡に強きものは善にも強しと云へり。心火の向ふ所、或は人を燒き、或は人を食のふ水よく舟を覆へし、よく舟を行く。囚人豈に一點の善なからんや、豈に一脈の仁なからんや。宜しく蒼海に遺珠を拾ふの志を以て、彼等の善行を視察すべし。行狀の報告を以て、非違に止ると心得るものあらば、是れ大なる過失なり、其の愚には及ぶべからず。

第五則 事實は明確なるを要す。事の疑はしきは、疑を存じて之を探究すべし、報告すべからず。疑はしきを缺くは、間違を防ぐの良法なり。もし不注意によりて、當然起るべき疑を起さず、唯一事が萬事と推斷し、早呑込みに呑込んで、報告せんか。後日その間違ありしことを發見せば、之を改め得るも、もし發見し得ずんば、その結果は、囚人の爲めに不幸を醸し、監獄の爲めに信用を傷ふに至る。

を免れず。もし善事なりせば、賞の疑はしきは惟れ重くせよ、と云へば、害なきも、非行なりせば罰の疑はしきは惟れ軽くせよ、と云ふに反するを奈何せん。故に疑を缺くは、信を保つとの道なりと知るべし。

第六則 報告は文章を巧みにするを避けよ。文章を巧みにせんとすれば、反りて事實を記述すること能はざるの虞れあり。事實そのまゝを寫し出すを善しとす。是れ筆を運ぶに骨折れずして、速かに、明かに、確かに、その事實の真相を穿つことを得るの捷徑なり。古人の言ひし、運巧は拙速に如かずとの警句は、看守の行狀報告にも、適切なるを覺ふ。

第七則 文字は読み易く、見つきの善きやうに認むべし。見つきあしければ、査閲に不便なり、讀み難ければ、他の意味に誤解さるることなきを保す可らず。且つ吏務に従事するものに於ては、這般の心得なくては、成功の程覺束なきを以て、自家前途の光明も、亦茲に繋ることを自覺すべし。

第八則 假名は片假名を用ふ可し、平假名を用ふ可からず。漢字を用ゆるにも、好んで六ヶ敷文字を採ること勿れ。漢語よりも、寧ろより多く俗語を用ふよ。學語よりも、寧ろより多く公文の用語を用ふよ。もしを漢字知らざるときは、その代りに平假名を書し、之に「」を付するも、よからん。もし土言を寫し出す必要あるときは、括弧を施し、之を意譯し置くの注意あるを要す。

第九則 言語は明晰にして、要領を得るを要す。語澁り意顯れされば、報告を聴く者は、終に報告者の言ふ所を、聴取りて、自己の心に記臆すること能はざるや。要領を得ざるに了るべし。

第十則 言語文字は思想の化石なり、吾人相互の意思を交通するの媒介なり。巧拙は天才あり、責むべからず。要は達意にあり。自己の告んとする所を、そつくり、そのまゝ、先方にて受取らしむるに在り。本節の十則、歸宿する所は、本則の一義に在りと知るべし。

第三節 報告の訓練

四人行狀の視察報告は、軍事に譬ふれば偵察報告なり、之が任に當れる看守は猶ほ斥候の如し。戦争の勝敗が、斥候偵察の精否に由るが如く、救罪軍の成功は、實に因情視察の如何に繋るものなり。救罪軍の幹部、少くとも看守長は、看守の訓練を爲すに當りて、行狀報告の實務練習を、等閑に付すべからざる也。

余が淺き學問に於て、短き經驗に於て、狹き任務に於て、看守に練習せしめたる行狀報告の實例あり試みに少しく之を説かしめよ。

行狀の細目五あり、一時に總ての精察を求むるは、難事に屬す。故に看守の任務たる、毎月一回の報告に當り、毎月一目づつを指定して、特に詳細なる事項を豫定して、之を豫め指示し置き、一月間視察の結果を、報告の中に悉くさしむ、かくの如くして、半歳を経過すれば、五綱目に通して、精密周到なる視察を遂ぐることを得て、爾後は看守自家の手腕を以て、曩に指示されし細目に注意し、漸次新入囚も之を應用して、完全なる報告を齎らすに至るべし。然り而して、物久しきを經れば、その効果薄らくを以て、訓練の局に當るものは、時に觸れ機に投じ、新らしき視察事項を追増し、無用の報告を廢して、彼等を誘導し、須更も倦まじめざるの注意あるを要す。

又看守長は、行狀報告を利用して、看守の素養を知り、之に適應の教訓を與ふるを要す。遇囚上の態度、作業督勵の方法、感化教養の意氣、總て報告に顯はるゝを以て、看守長は之に因て、適當なる訓授を與へ、有効なる激勵、希望ある獎勵を爲すことを得べし。故に行狀報告の看守に於けるは、猶ほ司獄官會議の幹部に於けるが如し。上下意思の疏通を圖り、職務の統一を期し、吏員の訓練を加ふる、一に茲に存すと謂つべし。

第四節 報告の符號

特定の細目を指示して、詳報せしむるの説 否、實例は、可は則ち可ならん。然れども、是れ少數の

囚人を擔當する者に求むべし。多數の囚人を擔當する者に求め難かるべし。小監獄に行はるへじ大監獄に行はるまじと。是れ余が前節の所説を難するの言也。或は然らん。然れども、余も亦別に實驗せし先例を有す、少しく之を説かしめよ。

一工場に、一監房區に、收容する囚人は、少くも三四十、多くは百もあるべし。之を世話し、之を監視する者に向て、毎月一回、その視察を報告せしむる、事既に容易ならず。況んや精察詳報せしむるや。故に余は普通の文字を用ゐずして、符號を以て、之に利用せり。今その例二三を挙げん。

第一例 漢字を用ゐること

作業を精勵す陰陽なし

(勵、誠)

素品を節約す

(節)

素品を濫用す

(濫)

製品の精粗

(精(粗))

父母を愛慕す

(孝)

兄弟姉妹を懷ふ

(友)

朋友郷黨の同情あり

(信)

家庭の良否

(良(否))

妻子の愛情

(愛(慈))

第二例 假名を用ゐること

科程を了す

(カ、リ)

科程不了

(カ、フ)

科程外を作す

(カ、ガ)

習熟期間内

習熟期間満了

技能進歩す

習熟の見込なし

讀書を好む

看讀書なし

第三例 暗號を用ゐること

逃走の念あり

逃走の念なし

賞譽を望む

第一科程

普通以下

篋底を搜索するに余の曾て實驗したる符號を記したるものを得す。今筆を休めて腦漿に問ふこと多時、而かも之を再現するを得しもの少し、暫く茲に任意に筆するを遺憾とす。讀者希くは諒せよ。



レ ○ ◎ ○ △

(シ、ナ)
(シ、マ)
(ギ、シ)
(シ、ナ)
(ド、コ)
(ド、ナ)

寄 書

囚人の書信用紙

原 胤 昭

囚人の書信が感化上大効力あるは既に當該官の認るる處其信書の表記文字に監獄署名を顯はにせば、監獄所左の地名番地を肩書にして、受信者の忌避を遠慮する事より、進んては此肩書の固定文捺字を印する事を廢し氏名に添へて筆記し些も受信者をして異様の感を避けるゝ事となり、又進んでは檢閱済の文字印に代ゆるに目に立たざる符號の物形印を捺して受信者又は取扱者をして一見在監人の書信と見せしめざる等周到の用意、次第に其改良を加へられしは最も良し、こゝに尙書信用紙に就て一考を煩したく思ふ事あり、乞ふ少しく言ふを許されよ。

現今各監の用ひらるゝ囚人書信用紙は區々なり、全形半紙あり、半裁半紙あり、美濃紙判の西洋紙

あり、若し半紙を用ゆべくんば、先づ其形を一定して可ならん、生は一信に一枚の半紙（必要に應じては其餘にも）を用ゆる事に定めて可なりと思ふ、囚人には明治の教育を受けたる者にしても文筆達者なるは稀なり、從て細字を認むるは不得手なり、殊に漸く入監后讀書筆記の力を得たる者等は細字を認るは困難なり、依て半裁の半紙にては文意を盡し得ず、故に全形半紙を要するなり。

野版は各監悉く異なりと云ふも過大にあらざるべし、第一には舊式基盤野のものなり、併し既に業に其不必要を認められてか今日は大多數は之を用ゐられず、（生の手許に來れる書信用紙を試みに算したるに三分の二に該當する者は堅野、内二ヶ所は無野、三分の一は今に基盤野を用ひ居るゝなり）基盤野は従前の規則に縦讀横讀又は筋違に讀み其暗文通意を看破警戒せよ等の事ありしも、實際には斯かる事實は無き様なり、何を苦んでか斯んな所に暗文を用ひすとも、事を他事項に托して意を通する文案はあるものなるを、堅に横に筋違に文字を自由に使ひ文章を綴りて又暗文意通を致

寄

書

(一)

す程の文筆力ある者なれば、然る拙策苦計に出でずとも假裝文章の上にて意を通する事も出来能ふものなるを最早基盤野は全廢して可ならん書信の文字數には制限無き者なるに、基盤野のために某署の野紙は半裁半紙にして十七字詰十五桁即ち二百五十五字に限られたるものあり、然に端書にても數多の文字を書くものあり、其署の囚人に毎時の端書一面の文字數を算したるに九百三十七字ありたり、素より文字の數は用向の繁簡に任せて可ならん、其書信認め方の時間には戒護上の必要あるべし制限して可なるも基盤野にて字數を制限するは不必要不當將又不權衡ならんと思ふ。

各監の用ひらるゝ堅野も一野の廣狹區々なり、半裁半紙に二十桁もあれば全形半紙に二十四桁あり、二十桁もあり某署の堅野は巾三分にして矢張り未熟の筆者には記文困難なり、故に生は之を改良せられて全面無野となすを可とす、體裁を整へるため周圍のワクのみを野にして足れり、若し處務上必要あらば紙端に受信者の氏名宿所線故と發信

者の氏名（必要あらば囚番號監房號）を記すべき野を置くも可ならん。

書信用紙の野に添へて、注意事項の數百文字を印刷するものあり、規定にも由るならんが既に此の文字を刪除せられ居る向あり、予も之を刪除するを可と思ふなり、接見の心得其他此の注意事項が強ちに書信用紙の端片を假りて指示せずとも餘事なることを思ふなり。某署の注意事項中には、返信書に求むるに、其宛所に必ず斯くの如くあるべし、何國何地何町何番地」と即ち囚人の發信に署名を避けて地名を記さしむると同一文字なれと特に注意を求めしものあり、こは何の故なるか其意解し難し、監獄署に受信するには署名の方却て郵便の配布に便ならんものを、是らは返信者の筆に任せて可ならんものを、

三四の署に用らるゝ西洋紙たゞ形紙の用箋も一種異様にて受信人の手に取りて不快の感あり、生は之をも良形の用箋と認めす、又檢閱取扱にも不便なるべし。

注意文字を添ゆるは既に其要を認めざるのみか、

二 法律學(刑法、刑事訴訟法、裁判所構

成法及民法、民事訴訟法)

刑罰の要求を充たし一面個人の權利を尊重し以て完全なる保護を與へんとするに
は刑事法の理義に通せざる可からず又監獄は私法上の關係より契約の締結若くは
其他の法律行為をなし又國を代表して訴
訟行為を爲さんとする場合等は民法及民
事訴訟法を解せざる可からず之れ本科目
を重要とする所以の二なり

三 經濟學

經濟學を修めずして監獄經營の重任を
全ふする能はざるや勿論なり故に本科
目を重要な三とす

四 社會學

人類は社會の集合體なり此集合團體よ
り發生したる幾多の罪因は他日社會に
復讐する分子たることを想像せは宜し
く社會を本位として犯罪を研究せざる
可からず故に社會學に通せずんは何を

五

以て行刑の目的を達するを得んや之れ
本科目を重要な四とする所以なり
倫理及道德學

罪因の多數は倫理に戻り道德を敗れた
るものなり故に此蘊蓄を以て常に彼等
に接し以て矯正感化の一助と爲さる
可からず之又本科目を重要な五とする
所以なり

(ハ)

口述試験科目

本試験は一般監獄の實務に關する質問
を爲す蓋し人格を判斷する一助となる
重要なものなりとす

以上の外猶重要と認むる宗教の如きは所謂行刑の
生命とも稱すべきものなるも元來宗教は科學的に
之を研究すべきものにあらずして各種の科學を支
配すべき最高の淵源たる聖教なれば神聖なる行刑
の衝に當る司獄官の人格上不可缺唯一の條件なれ
は特に試験科目の範圍外に置き唯た科學上緊要と
思料せしものゝみを列舉せしに過ぎず右科目に依
り試験し登第者に合格證を附與し異日典獄欠員の

〇八年前の東京土產

春 雨 生

饑底を探りて東京土產の一篇を得たり繙き覽るに昨尙
今の如き態あり乃ち掲げて當年の意氣を偲ばん

明治三十二年八月廿四日、余は警察監獄學校監獄
科一種生徒の命を拜し、九月八日、〇〇縣監獄署
を發し、十一日東京に入り、十二日登校せり

別に臨み、署長〇〇典獄は訓授して曰く、在學中
は、專心一意學事に勉勵せよ、品行を正ふし、交
際を慎め、親族朋友と雖も、用事なければ往來す
ること勿れ、第一課長〇看守長は曰く、筆記甚だ

難し、操練甚だ難し、宜しく非常に勉強す可し、
中位より降ること勿れ、皆肺腑より出るの言、銘
肝に堪へず、而して共に是れ曾て警官又は司獄官
練習所を卒業したる人、

余は司法學業場裏の失敗者なり、幸に猶ほ司法最
終の目的たる行刑の吏を辱ふし、從來社會の耳目
に入らざりし斯業改良の機に投し、而して斯恩命
を拜するを得しは、天猶ほ余が十年の苦を棄てさ
るか、敢て勉めん、敢て勉めん、

茶話會

十四日藤澤典獄を警視廳の官舎に訪ふ、典獄曰く
品行學術兩から完ふせざる可からず、飲食の慾よ
り端を開きて花柳に迷ふもの多し、注意せよ、警
察官に對する態度は須らく等頭たれ、世人從來司
獄官を冷視せり、故に今回の學生は司獄官の地位
を高むる楷梯たる心懸肝要なり、來る十六日に開
く茶話會は、開校式に於て言盡し難き所を補ふに
在れば是非參會せよ、

十六日午後二時神田美土代町青年會館に於て茶話
會を開かる、此會は大日本監獄協會の事業に係る、

會するものは生徒、及び附近府縣集治監の司獄官と教誨師等二百計なり、

有馬典獄曰く、人は生命のあらん限りは自から教育せんことを要す、晩學を耻るは卑怯なり、故に今回の生徒は、第一少時にかへりたる心地なかるへからず、家事の煩累もあらん、生活上の嗜好もあらん、然れども凡て這般の事物を排除して専心一意に勉學せんことを要す、故に第二生徒は情縁を去らざるへからず、第三筆記は骨子を失はざるを要す、元來治獄は心の事なり、治獄の事務に生命なくんは其目的を達するを得ず、故にこの生命は講師より之を生徒に傳ふものなれば、講師の言語を筆記せんことに注意して、肝心の生命を受け得されば、學ふも益なし、故に骨子さへ筆記すれば善し、

大久保監獄局長曰く、余は諸君を俟つこと久し、今や政府多年の計畫成りて、諸君の入學を見るは余の喜ぶ所なり、政府は巨萬の財を消して學校を設け、斯學の普及を謀らるゝは、監獄改良の前途に於て、大に望む所あればなり、諸君は此際各地

方より撰拔せられ、將來斯道の率先者たるべき光榮を荷ふて上京せり、從て此光榮に對する責任も亦重きことを忘るべからず。余は諸君の光榮を喜ぶと同時に、其責任を全ふせられんことを欲する

故に、二三の注意を促さんとす、

第一 諸君は實務家たることを忘るへからず 故に在學中に得たる智識を活用する心懸は常に念頭に存するを要す、或は講師に質問し、或は府下の監獄を視察し、或は病院に感化院に或は外國の風俗習慣に、斯學活用の資料を探究して、歸任の土産と爲さんことを要す

第二 諸君は自愛せざるへからず、自愛とは攝生のみならず、有馬典獄の言はれたる情縁を絶つことを含めるなり、此二要件を以て在學中の心得とせられんことを望む

爾餘二三の講話ありしもそは學校に關せされは略す
散會せしは午後五時

○監獄に於ける美感的施設

岐阜 紀 野 吞 海

美の客觀的性質に付ては古來幾多の議論ありて一定する所なし然れども其主觀的性質は略一定する所あるが如し(以下説く所も主として其主觀的性質に依らんとす)

無關心を美感の特質となす學者は古來頗る多し「カント」以來理想派の學者は殆んど全く之を以て美の特質となせり蓋し關心は事物の實在に於て觀念と結合して起る所の快感にして必ず官能的快感に伴ふものなればなり然るに美感は全く之に反す即ち事物の實在に於て觀念より全く遊離し單に吾人に快若くは不快の感と與ふる限に於て其事物に關係あるのみなればなり從て慾望の之に伴ふことなし夫れ此の如く美は美其物以外に何等の目的なきものとするの如く美は關心を離れて人を喜ばしむるものなるが故に總ての人類に對し普遍なるものなり之れ無關心の快感は總ての人類が普く望む所の快感なればなり加之何れに對しても平等の性質

を有し官能的快感の個人的にして牛肉を好まざる人が牛肉を好む人の美味と云へるを否定するが如き者と同じからざるなり彼の官能的快感の如きは其快樂の關する所主として官能に偏するが故に其快感は強く且つ鋭し例せば美味を喰ふときは主として口に快感を感ずるが如き之なり然るに美感は全く之に反し其刺激口より來るも又耳若くは眼より來るも其快樂は口又は耳若くは眼のみに偏せずして全身に瀰漫すべし從て其性質も亦當然漠然たるを免れざるなり又美感は比較的永久に復活せらるべき性質を有せり例せば曾て杖を曳きたる山紫水明の勝地を回想し又は曾て觀たる名優の演劇を回想するが如き是なり而して是等の場合には必ず多少の快感を惹き起さるることなし夫れ此の如く美感は再現せられ得べき性質を有せり其他美感は意志を動かすとなげけれども實感は然らず美感は容易に且つ迅速に排去せらるれども實感は然らず美感は同時に多數多量に心中に存在せしめ得れども實感は然らざるなり之等美感的觀念を五官に伴ふて區別し視感上の美聽感上の美、嗅感上の美、

味感上の美、觸感上の美となすを得然して之等の美感の人世に於ける感情の影響如何に多大なるかを考察するときは自然に其必要なるかを認知し得べく監獄の如きは特に此美感的施設の必要を認めざるべからず監獄協會雜誌第廿卷第七號に藤井生君の監獄花卉園設置論あり實に至當の論と云ふべし現時邦國の監獄果して美觀的施設ありや否や換言すれば主觀的に客觀的に所謂美感的施設と名付くべきものありや否や吾人は之を思ひて轉長大息に堪へざるなり

○上田氏の「感化事業の施設方法」に就て質す

宇和島 小 田 生

となすは社會今日の狀態と家族制度に基く其の實質等より鑑みるに些と早計の感なしとせず予は未だ該縣下の其の風俗習慣等を知悉せざれども一般海邊の住民を山間野頭の衆民と比較せば之れが感化上に於て大に難易の差を見るは曾て經驗の證明する所なり蓋し一般海邊の住民は言語動作習慣等に於ける多くは粗野に流れ淫鄙に傾き尙且飲酒の惡僻等あるもの多し之に反して山間僻陬の人民は質素順朴にして忍耐勉強心を有するもの多し故に今日の狀態に察し先以て之が範圍の狹隘主義を取り凡そ人情風俗及其性行の全しきものを合一にし所謂消極主義に則とり之れが開始の原素となすの優れるに如ざるものならざらんが故に予の考ふる所によれば牧畜を正業とし農業を副業たらしむるの目的を以て漸々之が擴張主義を探るとせば反て獨立自營を行ふ上に於ても亦容易なるものならんが敢て大方の垂教を請ふ



七月刊行監獄協會雜誌所載上田氏の「感化事業の施設方法に付て」の論旨を讀み大に益する所あり然れども今假りに大分縣下に於て感化事業を開始するものとして海産事業を以て其最良適實の方法

統計

明治四十年七月末日現在全國囚人罪名別表

(△ハ減)

官吏ノ職務ヲ行フヲ妨 害ス 附加刑ノ執行ヲ違ル 貨幣偽造 官印官文書偽造 私印私書偽造 賭博 謀殺 故殺 強姦 強盜 強姦及強盜 竊盜次ノ三項ヲ除ク	男	女	計	増減		四十 年七月 中ノ新 受刑者	前月 二比 シ増減
				前月比較	前年比較		
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	一一二	一	一一三	△	一四	一三	△
附加刑ノ執行ヲ違ル	三七	一	三八	△	一五	一七	△
貨幣偽造	八六四	二五	八八九	△	九五	一〇	△
官印官文書偽造	一五五〇	六	一五五六	△	五二	五四	△
私印私書偽造	一三〇三	二九	一三三二	△	一〇	五	△
賭博	一七〇二	六五	一七六七	△	二四一	八六八	△
謀殺	一五八六	一八五	一七七一	△	一三	二〇	△
故殺	一六八	四二六	一五九四	△	一四	二三	△
強姦	一九六〇	三五	一九九五	△	一七	一七二	△
強盜	一九	二四	四三	△	一六	九	△
強姦及強盜	二四四	二四	二六八	△	一四	一六	△
竊盜次ノ三項ヲ除ク	二一七〇四	七六一	二二、四六五	△	七七一	二、二二	△

[illegible][illegible]

救護事業

○大阪感化院長の談

大阪感化院長田中淳藏氏の談なりとて同地新紙の報する處同院の主義事情を知るの便あるを以て茲に轉載す

世間の人は往々孤兒院と感化院とを同種の者の如く思つて居るが是れは大違ひだ孤兒院は重に善良な父母に産み出されが不時の災厄に罹つて孤獨の身と成つた者を收容し撫育する處であるが感化院は最初から惡少年を收容するのが目的である、中には良家に生れたものでも家族の圓滿を缺くのが原で不良の徒に加はつたものもあり、又金錢を浪費して惡漢無賴の徒の墮落した者もある、或は赤貧洗ふが如く他日惡化の處あるもの。或は父兄の志願によつて收容するものなど種々あるが要するに教育の力でも父兄の慈愛でも教へ導く事の出來ぬ水平線以下の者を感化して水平線以上に誘導

するのが感化院の目的で有る、感化院は御承知の通り滿八歳から十六歳までの惡少年男兒を滿二十歳まで撫育して夫から社會に出すのであるが當感化院では本年五十名を募集し來年百名を募集し都合百五十名を愛育する事になつて居る。教員は私の部下に屬する普通教育の教師が三名、工藝農業専門の教師が三名、婦人の保姆が十名合せて十六名で遣る事になつて居る、私は倫理の講演を擔任するが、この職員選定は随分困難である同一心者の結合でなくては成らぬから此の選拔は私に一任して貰ふたので有る、その外給仕小使も同様、若し形式の集合團とすれば左から入れて右の耳に抜けるのはまだしも右の手で撫で、左の手で叩くやうな結果を呈するから總て私が引き構へて遣る筈です、夫れで私自身の事ですが私は御存じの通り泉北郡に生れて軍籍に身を置いた事もあり洋行をした事もあるが學者でもなく宗教家でもなく私に財産がなく祖先の資産を保護する義務がなくは使客に成る代品物です、私は無賴漢を感化せしめる先大的があります經驗も有ります私の家に使役

する下男中には竊盜前科者もあります下女は不具廢物の者もありますが私の感化力で今は善に化して居ます十餘年も勤續して居ます、全體人を感化せしむるには温かき心を順當に配分して行く他はない、温かき愛を以て使役すると主人に同情を表してくるから雙方が一致する、私は儒道と根據として性善性愛の教訓により感化し來つたのですが府縣立となると感化院に宗教的趣味のあるのは面白くない彼等は些少のことから惡い感情を惹き起す者である西洋諸國では感化院を非常に重く視て居るが最も成績の可いのは佛蘭西の『メットレール』感化院であらう同院は數千の院生があるけれど門戸開放主義で何處へでも往き次第いつでも飛び出されます、爾うなると一人も飛び出すとをしない、萬一飛び出してもすると却て社會に冷遇される、それで目が醒めて再び歸ると云ふ事です、私もどうか爾うしたいと思ふ、前章和歌山の知人から鶯の兒飼にしたのを呉れました私はそれを驚きと同居させたが可愛さうだから二羽とも逃して遣つたすると五六日後に兒飼の鶯は大そう萎れて歸

つてきた、今に飼うて居る、感化院の仕事はつまり是れです我國でも神奈川縣立感化院は開放主義で居るが院内には別條なく却て外部から侵入する竊盜の豫防に困るといつて居る大阪は竊盜の多い處であるから是れには困るであらうと思ふ經驗上無賴漢を感化させるに大助けとなるのは外來賓の接待振りを見せるにある、貴賤貧富の差別をつけず、來客の歸つた後で毀譽褒貶してはならぬ、何人も平等に厚意を以て迎送する事、是れを彼等は見ぬ振で見る、それが後の處世の上にせればご功があるかも知れぬ、私は院兒を家族と思つて遣るつもりだから飲食物も同一にする、この飲食のヒガミはご子供を惡くするものではありません

○青森市の出獄人保護

青森縣に於ては客年十二月同縣知事より市町村一般に對し出獄人保護に關する訓令を發したることは報道し置きたるが爾來種々劃策する所あるも未だ見るべき效蹟なきも本年一月より三月まで並に四月より六月までの成績は左表の如しと云

自明治四十年四月
至同六月

出獄人保護成績表

[illegible]

自明治四十年一月
至同 年三月

出獄人保護成績表

[illegible]

雜 錄

○東京便

香川又二郎

第一信

拜啓二百十日の天候いかにやと氣遣居候八月二十三四日より數日に亘れる降雨は東京府下に止らず全國に及び申候随つて各地に洪水の被害尠からず候東京附近にて洪水の爲め損害ありたるは山梨靜岡群馬埼玉茨城千葉の諸縣に候此等の縣にても縣内全般の被害にあらずして一局部に御座候被害の程度も同一ならず農作物に影響せしは未だ可・橋梁墜落鐵道崩壞家屋流失人畜死傷の慘を極めたるも有之就中山梨縣下は最も被害の甚しきものと認められ候東京府下にては千住方面甚しく次て淺草本所深川邊りの河岸に沿へる地は水害を被り家屋の流失人畜の死傷も有之候由千住方面は小菅監獄に近接せる土地柄監獄職員は大半此の近傍に占據

被致候に付憂慮仕候處果して推察通にて中には床上に浸水し家具まで厄運を免れざるもありこの事に候此の危機に際し候も監獄の統御上何等支障なかりしは職員の精勵に由るとにて公私を明にせられ候事只管敬服の外無之候監獄は幸に大なる損害無之候へ共溜溜水の爲め工場の幾部を浸したると職員被害夥敷候故無餘儀兩三日の休暇を與へ家事に奔走せしめ候工場浸水と吏員休暇の影響として一日間又は二日 因徒職業を罷めたりとの事に候山梨縣にては堤塘橋梁道路破損家屋流失人畜死傷等の事故頻々として應至し加ふるに汽車も不通電信までも一時不通にて辛ふじて通じ候ても東京と甲府間の電信に二日間を費し尙其要を辨せざる状態に陥り候甲府監獄は御承知の通り建築工事進行中にて土石の運搬積卸に忙はしき折柄此の災害を蒙れることゝ善後の措置にも勞力を要し將來の工事にも影響致候事と存候、然るに其災害の前日巢鴨監獄より建築の技能ある囚徒三十名を甲府監獄に押送したる看守五名は引渡を了し二十四日には歸京の途に就かんとする際水害に遭遇し歸還

雜

錄

順路は勿論他の線路も破壊し歸路杜絶汽車も電信も不通と相成進退に窮し候に付其顛末を巢鴨監獄に電報したるも二日の後到着し巢鴨監獄より危険を冒して歸還するに及ばずと答電を發したるも亦二日の後にて押送看守は接手せざる前辛じて通じたる活路に篠井高崎大宮を迂回し漸く九月一日巢鴨に着し候趣にて幸に事無きを得たるは幸福の至に御座候此の事若し押送の途上に起りしならば其困難一方ならざりしなるべく警察の手も届兼ねる場合に於てそれこそ進退惟谷り雨中に立往生でもする外策なかりしならん杯追想に耽り候へは膚に粟を生ト申候。福島監獄の中村分監にては浸水の爲め農作物全部流失したる由其損害は金錢に見積り候へば徴々たるものと存候も同分監は御承知の通り幼年囚人懲治人を收容したる場所に候故農作物もいづれ幼き雙手の耒耜に藉りたるものなるべく其收め獲たる果實は直に採つて以て彼等に勞役の趣味を與へ正業の習慣を養成し援いて感化誘導するに適當の實物材料たるべきに惜しき事してと頗る遺憾に存候門外漢の感ずる所猶且然り躬ら事に

當れる幼き胸の裏には快からず恨みを懷き候はん」と推測致候福島監獄の當路者は之を慰籍し煩悶を除去せしむる事に尠からぬ御骨折を要する事と思考致居候幼き胸は燃るが如く昂騰候とも力の伴はざる爲め竟に泣寝入に意思を挫折せしめ候事は往々見聞する處に候之を慰撫し力添へ致候は難誘惑に抵抗する精神を養成する儀と存候。癪病は天刑病と申す程の難症にて其療養も容易ならず果して根治するものなるや否や刀圭社會に於ても苦心研究せらるゝとの事に候政府當局に於ても憂慮せらるゝ處あり曩に法律第十一號を以て療養に關する規程を發布せられ尋て七月に至り内務省令を以て施行規則並に療養所設置の箇所を指定せられ候即ち全國を五區に分ち東京青森大阪香川熊本を以て療養所設置の地とし東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、茨城、栃木、愛知、靜岡、山梨、長野の各府縣の患者は東京に、北海道、宮城、巖手、青森、福島、山形、秋田各縣の患者は青森に、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、岐阜、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、和歌山各縣の患者は大阪に、島根、岡山、廣島、山

口、徳島、香川、愛媛、高知各縣の患者は香川に、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島各縣の患者は熊本に收容する事と相成候設置場所に就てはいづれ距離と經費と諸般の便否を考量せられたる事なるべく候癩病者の爲めに療養所を設けられ候事は箇人の幸福なるのみならず國家將來の爲めに必要の事と存候、療養所内の設備何如は詳に承知不仕候へども東京養育院の癩病患者收容室なる回春病室にては其前面約百二十坪餘の空地ありて患者中身體の自由なる者は互に語り合せて先頃中より播種耕作に従事したるが今や一面の畑となりて馬鈴薯南瓜茄子大角豆等或は花の開けるもあり果實の結べるもあり其他草花には天竺牡丹ヒユン草孔雀草撫子等咲き亂れつゝ田園の趣味は彼等患者に無上の慰藉を與へ居り候由、病氣は氣から氣は七分なりと申す程故斯る設備を以て患者に趣味と快活の氣を養成せしむること必要なるべく病症の癩へざるまでも悠々自適餘生を送らしめ度候本年典獄會議の際にも監獄に於ける癩病患者の出入拘禁に關する當局の談話有之其後全國監獄現在の癩病

者の數を調査せられ候處五月三十一日現在男七十二人女五人、六月三十日現在男七十四人女四人更に一箇月間の出入を見るに入監男七人女一人、出獄男五人女二人に候各監獄別に通覽致候へば收容者皆無の箇所も見受け候へ共概ね一二名は在監致候其の最多きは三池にて十人次は大阪にて六人大分安濃津長野宮城各四人神戸岡山福岡徳島各三人に候、五萬三千の在監者中に於てすら右の數を得るとせば全國中該病に艱める者多々あるを推知すべく其害毒の恐るべき蓋し想像の外なるべくと存候一般の癩病者には右療養所を設けられ候へ共入監者には何等の措置を施すべきや或は一地角に小監獄を新築し集收すべきか從來通共監獄の癩病室にでも拘禁すべきか其重症の者は一般の療養所に移すべきや入監を拒絶すべきや斯る場合に拘留を解くべきや刑の執行を中止すべきや随分種々研究を要すべき疑問も起ること考へられ候小生は以上の諸方法は是非併行致度考居候讀者諸君御垂教被下度希望仕候

第二信

東京監獄に於ては刑事被告人の身上關係犯罪事實を詳かにする爲め入監者あるときは其犯罪事實の顛末を記載したる新聞紙の切抜を身分帳に貼付、處遇の便に供せられ候此の事柄は判決前其性行犯情を知るに頗る必要を感じ申候新聞の切抜は刑事被告人として在獄せる間必要なるのみならず判決確定後に於ては行狀觀察上參考と相成候同監獄に始めて入監する者のみならず上訴の爲他監獄より移送し來る者に就ても原監獄へ照會し新聞紙の切抜を取寄せらるゝ由に候、身上調査の材料として犯罪事件記録を閱覽すべきとは其筋よりも指示せられ候事も有之現に宇都宮監獄にては簡易なる借覽簿を調製し置き監獄と検事局の間に訴訟記録の受授を明かに扱はれ居候而して其記録に表はれたる事柄は本人の爲めに利益たる否とに拘らず本人の申立又は證人の氏名口供の顛末に至るまで身上關係を知るに足るものは悉く網羅し抜抄し囚人身分帳に編綴被致候右記録の抜書は判決書と對照して一層性行犯情を明白ならしむるものに候既決囚人には訴訟記録抜抄の途も有之候へども未決被

告人に在りては新聞紙切抜を以て簡易に犯罪事實を知るの具と致度存居候殊に行狀觀察と申す事は囚人として服役せる期間に限らず刑事被告人中の動作と關聯して觀察するを要し候につき未だ御實行なき向も候は、是非速に御運相成候程希望仕候東京監獄にては數年前より繼續實行し在監人の動作を觀察するの便宜を得るのみならず監獄吏員の注意力を養成する一端となり豫期以上の効果を得たりと喜び居候

これも亦東京監獄に於て昨年來施行し試みたる事柄に候、と申すは囚人に家族より接見を申出づる者ある場合には成るべく教誨師をして立會せしめ相互の對話終了したる後家族と共に囚人に誠諭せしむること候其効果は著しく囚人の反省を促す事と相成候教誨も誠諭も或事實に遭遇したる機會に於て施すことは感動を與ふること一層深きを認め候接見に於ても然り信書受授の際に於ても然るものにて、漠然目的なきものとは効驗の上に迫に差異あるものに候家族と接見の際に於ては囚人自身に於て自己の家族關係境遇等一も二も教誨師に

於て知悉せるものと信するの餘り其胸中に播れる
懊惱煩悶の一切を披瀝し餘す所なきまでに哀求す
る道理に候、事茲に至り候は、教誨師の一言一句
彼囚人の肺腑を刺し何如にしても騙詐の行はれさ
るを知り始めて悔ひ改むるに至るべく候囚人を誠
諭するの效果は管に囚人を感化せしむるのみなら
ず家族の謬見を解き監獄當局の親切に絆され俱に
融合するの動機と相成可申と思考仕候假令其の家
族にして囚人を監督保護するに足らざる不正行爲
ある者にては正義に逆ふ及は持つ間敷却て其家族
をも同化せしめ得べく將來に於て必ず其事實ある
べしと豫期致候

序ながら申上候東京府下に在住する沐恩出獄者即
ち特赦假出獄の特典に依り出獄したる者は二百有
餘名有之候這は勿論東京府下の監獄より放免せら
れたる者のみにあらずして他府縣より轉住したる
者も含む譯にて隨分多數に候出獄人訪問と申す事
は生活状態を知る上に極て緊要且美事なるも斯く
多數の者には行渉り兼ねると藤澤典獄の談に候そ
れも酒屋の御用聞同様に軒下店頭にて立聽き致候

第三信

曩に浦和監獄並神戸監獄にて囚人看讀用として小
冊子發行被致候事は既に御承知の事と存候然るに
此程大分監獄に於ても其企畫あり既に其第一號を
發刊被致候該冊子は囚人のみならず吏員修養上にも
幾分資け度御希望の由にて申すまでもなく上田
典獄の御提唱にて「斯友」と命名被致候同典獄より
同誌一部寄贈を忝し繕讀仕候處御世辭でも何でも
なく有益の材料を以て紙上を埋められ候殊に大部
分は同典獄自身の執筆に係るものにて筆力の遒健
驚くばかり斯道の爲め御苦心御盡力不一方義と存
候元來修養の資料に候へば多數異見を蒐集して論
戰するには及はず候へ共一は典獄の勞を分つと一
は思想の單調を避くる爲め他の諸君に於ても相當
に意見を發表せられ候ては何如や多數の意見にて
も又事實談にても取捨斟酌を施すときは却て妙趣
可有之歟と存候も何如のものにや山崎編輯の君に
質し度候、兎に角吏員の爲め囚人の爲め裨益ある
べきは疑なきことに候加之同典獄は近頃又犯罪の
原因は概して酒、色、賭博の三者にあるものなりと

とは事違ひ將來を過らざる様獎勵することに候へば
獄務の一切を抛擲せは格別左なきに於ては軒別の
訪問は行はれ難し口でこそ訪問と申せは易々たる
感しもあるべきも人家櫛比の東京市中其住家を探
索するさへ容易ならず偶々探し當て候へば此の頃
の不景氣何ふしたものだらう、商賣替へをしたい
何がよからうと相談せられ候へば聞所しにもなら
ず、殆ど手古摺る事も有之この事に候。此の感は
他の監獄當局者に於ても抱かるゝ向も可有之獄事
多端の際御多忙の事と御察し申候、右申上候次第
にて訪問行渉り難くに付東京監獄にては時々監獄
に出頭せしめ親しく談話を遂げ獎勵鞭撻したる
に今日の處十中の九は經過良好なるを認めたる
由に候、出頭と申候ても各自職業の妨けとならざ
るべく時日等は其意に任せ居候出頭したる者の中
にも種々の相談を持ちかくる者ありて金鑄賣(薄皮
に類似し)からあま酒賣納豆賣に替る等六箇月間に
兩三度商賣替を致候も有之其の都度變轉の數とな
るは身を傷ふの基なりと苦諫致候杯千種萬別なか
ゝの骨折に候

て酒及賭博の害毒を解せしめん爲め平易なる俗歌
を作り囚人に暗誦せしめつゝありとの事に候之に
就て同典獄より一書を裁し寄せられ候

元來在監人の教化殊に再犯防遏と申す事は何
分個人の心靈上に關し高尚且深遠なる事項にし
て宗教感化は洵に不可擱緊急手段には相違無之
候得共彼の宗教の思想なき門外漢に向つては其
の觀念養成の至難なること筆舌の盡す所に無之
被存卑見に依れば宗教上の教化と相待つて自營
獨立即ち彼等が生活の基礎を鞏固ならしむる方
法即ち授職の一事は向後儘に再犯防制上の捷徑
手段なりと相信し候今後一層此の方面に傾意致
度見込に有之候尙又犯罪の近因を仔細に調査し
來れば勿論種々有之候得共要するに酒、色、賭博
の三惡道に原因するの最大多數を占むるやに被
認候に付先以て彼等が腐腸敗德を矯正する爲め
殊に俗耳に入り易き様以上三惡德の中酒及賭博
の害毒につき俗歌をものしたる次第云々
よき思付に候職業は社會に需用あるべき單獨に營
み得べきものを授け酒、色、賭博を斷念せばイヤで

も良民生活を遷け得らるべく候

監獄法及監獄法施行細則は法律取調委員に於て其大綱を議了らせれ過般來主査委員の手にて編纂せられ居候處數日前全部脱稿印刷に付せられ候其内容には詳悉難致候へ共監獄法は百餘箇條施行細則は三百有餘の條項有之餘程巨細の點々で規定せられ候由隨つて實施の曉には現行の單行規定通牒等の廢絶するものも多々可有之儀と豫想致居候而して右草案は不日監獄當局者に廻付し意見を徴する等と承り申候就ては監獄當局者は多年の實験に基き隔意なく其改廢の希望を陳へられ候事なるべく刑法案に對する各自の意見は六萬十菊に終はり候に付此の機會を逸せず刑法典に獲られざりしものを補ふことに致度一たび法令として發せられ候上は輒く變更すべきにもあらねば此好機に際し大に識量を明かにせざれば噓臆の悔あるべく存居候數百箇條の法則有之候へ共尙漏れたる事なきにも限らず候故臚列せる文字を看過するのみならず未だ頭角を現はさるものを發見摘示するの御注意こそ望ましく是れ決して僭越にあらず爲る主査委員を

輔佐する義と確信仕候

右記し終り候際松江より暴風被害の報に接し候、事故は本月七日西郷分監に起りたるものに候其要旨は午前九時頃より東北風激しく折節同分監囚人の耕耘夫の幾部は當同監理立地より高井灘へ通船二艘にて肥料運搬中同九時三十分頃往復途中に於て風波の爲め西郷字天神濱に吹寄せられ同所に設けある船繋用の抗木に乗上げ船底を傷けたるより浸水甚しく終に一船は沈没したる義に御座候之れに乗組ある囚人は直に他の一艘に移らしめ候につき別條無之は切ても幸福に候沈没したる通船は引揚候とも使用に堪へ難き趣に候又同分監構内の女監東南側板塀延長約六間倒壊し尙岬山耕耘場の主要作物たる大小豆は收穫二割減の風害を蒙り候由一難去つて一難來る他監獄にも相當の被害は免れざりしことと推察仕候何如なる廻り合せの祟りにやさて、災害多き厄歲に候最早災難除けと致度茲に厄拂と共に擲筆仕候 頓首

Y. M. O. O. L. Y. M. O. O. L.

○丁未課筆抄録

七月十四日

四百三十二

岳 洋 生

今日の意義に於ける改良的監獄制度の濫觴即ち惣本家はごふしても彼の一七〇三年、羅馬法皇クレマンヌ第十一世に由つて創設せられたるサン、ミウシエール監獄に歸着せしめざるを得ぬやうである、(米人ジョーエルジ、ダブリエースミス 出版分房制度フエーリング 伊國獄制ノホルツェンドルフ 一八八三年沿率及現情 年出版獄制教 等の所見もまた此に同じ)クレマンヌ第十二世もまた先皇の遺志を襲いで一七三五年に一の女監獄を建設したがこれもサン、ミウシエールに劣らざる改良の理想を實現せしめたものであつた、埃斯土利的女王マリアテレジアの治世にあつて伊太利のミラン及び白耳義のガンなどに改良監獄を設けたのは其以後のことでは全くクレマンヌの改良主義に則りたるに外ならぬのである、それからジョンホワルド(十八世紀の末葉)が起つて

是等の實驗に基きたる獄制改良論を鼓吹したるの結果先づ第一の反響が英國に動き、やがて海を超へて米國の彼岸に成功し米國から再び逆戻りして歐洲大陸を風靡するに至らしむるやうになつたのである、是を以て見れば伊太利が獄制改良の先祖で亞米利加が中興の祖であること云ふことが出来る所、御先祖の伊太利目下の獄制と言つたら餘り賞められたものではなく各國を通じたら先づ三四流以下にあるを免かれぬ實況である

四百三十三

偶々一昨三十八年本月本日の日記を見るに身は帝國領域を離れて支那海にあり、獨乙流船ローン號の客として大平樂を謳ふて居つたのである、今日の病床生活に比して感慨の一層深きを覺ふ、日記に曰く快晴なるも朝來南風強く頭痛を覺ふ、始めて船中の入浴を試む、せざるにまさるご云ふほどのことにてとても入浴の真味を解し得らるべきにあらず、浴味に遠ぶざからざるを得ざるは確かに洋行者に取つての一の苦痛なり、午後二時半左船に陸地を望む、三時比より濁水を見る、黄河々

口に接近したるが爲めなり、午後十時ウースンに投鐘月明得も言はれぬ美景なり、十二時就寢暑熱昨夜の如くに甚しからざるも蚊軍來襲の爲めに徹霄安眠を得ず、望郷の情頻りに動く云々

七月十五日

四百三十四

免囚保護事業に關する原胤昭君の講演が端なく物議の種となつて現に山上君の辨駁論などが協會雜誌に掲げられてある程の始末であるが同じやうなことで目下獨逸の監獄社會にも一の係争問題になつて居る事件がある、事の起りはザクセン免囚保護會社の主幹ゲルブハール(内務省樞密參事官)氏

が其第六十七回年報に於て本社事業は一に私人的慈善行爲の經營に成る者、今や免囚保護事業に關し往々國家に其經費の補助又は事業の經營を要するの聲あるを聞く所なりと雖も國家は固く不正行爲を處罰するの權能あるのみにして不正行爲の處罰に依り生ずべき結果に就て何等の責任をも負擔すべきものに非ず、若し所罰の爲めに不利の結果を蒙

ひるとありとならば其結果は被罰者に於て當然之を負擔せざるべからず、若し國家が不利の結果にして之が責に任せざるべからざる場合ありとならば是は獨り不法の處罰に依り生じたることの證明し得られたる場合に限るものとす云々と言はでも善き餘計の贅辭を陳述したるに基きたるものであつて犯罪の原因は社會にある、少くも社會的經濟關係が犯罪發生の主因であつて見れば犯罪の豫防又は制限に就ては社會的關係を改善することに力を注ぐ所がなければならぬ、之を改善すると云ふことは國家の任務である、犯罪の責任を唯だ犯罪者のみに歸するは古い思想で決して進歩したる今日の刑事科學の觀念に一致したるのではない、假りに如何の如何は何れにあるにしても多年實驗の成績が果してごふである、私人的慈善行爲と云へば其名は甚だ美くしいが實際は必要の幾部分も活動するとの出來ぬが爲めに救ひ得らるべき望みある者も之を救ふことが出來ず見す／＼再犯を豫期して虎を野に放つが如き危険を冒す場合が多いではないか、僅かの費用と手數とに

由つて再犯から豫防し得らるべき所の者も力の足らざるが爲めに保護の惠より免かれしむるの結果は再犯となつて更に幾倍の損害と個人と國家の上に及ぼすに至るは火を觀るよりも明らかであるこれも國家は尙ほ免囚を保護するの任務なしと云ふて個人的慈善行爲の極めて力の乏しい經營のみに放擲して晏如たることを得べきや否や、必要は最後の教訓である、今や各國到る所に殊に獨逸の如きも幸ひ實際の必要に迫られて國家が或る程度まで自ら免囚保護の經營に努力せんとするの好傾向を現はし來りたるの時に當り身内務行政の當局者にして而かも保護事業經營の責任者にしてかゝる理論と實際に戻る獨斷論を公けにするは不都合である云々といふのが反對論の主眼であつて免囚保護の當事者は勿論監獄當局者の多くもまた反對論の側に立つて憤慨して居るやうに見へる、

七月十六日

四百三十五

大分監獄の看守小野三平氏は一昨十四日午後教誨堂にあつて落雷の爲め震死の不幸に遭遇せられた

と云ふことである、昔しはアツシールレヒトと云ふて寺院、教會さては神壇などは神聖の場所として如何な重罪者も一旦、此所に逃げ込んだ時は之れに手を付けることが出來なかつたものも即ち今の所謂避難權の一種を公認せられてたつたものである、かくありてこそ神力の加護も始めていやが上に其あらたかなるを感ぜらるゝことであるが神聖なる教誨堂にあつて尙ほ震死の災厄を免かれずとあつては佛力の加護も甚だ頼み少ないやふに思はれ別して囚人感化の上などには多少の影響あるを免かれぬことではあるまいか、とこれに付けると監獄などには是非、相當の避雷設備を必要とするべし、信する、

四百三十六

曩日、越後に生じた「少尉の母殺事件」なるものが控訴審にあつても愈々第一審の判決を正當と認めて無罪の言渡をなすに至つたと云ふことである、實は法律一天張の現制度の下にあつてはごふ落着することかと他人の病氣を頭痛に病んで居つた所であるが證據不十分が理由となつて控訴棄却の終

結を見たのは重疊である、若しこんな事件が陪審制度の行はるゝ外國に生じたことであれば一も二もなく神速に無罪の落着を見るに至るべきことは疑ふべからざる所である

四百三十七

露國文豪伯爵ウラヂミール、アレクサンドロウキチ、ソルログロフの小傳に曰く一八一四年生る、高等教育を修めて夙に文學の嗜好あり、一八三七年初めて「二つの上靴の履歴話」を著し次で小説「上流社會物語」熊「三人婿」及「獅子」を公けにし、續て「旅行馬車」の著あり、是より其名漸く文壇に知らる、其後、文官となり、専ら監獄制度の研究に従事し、露國各地の監獄の構造を改善し、最も合理的にして且博愛的基礎を獄則の上に樹つる等其功績夥からず、小説の外脚本「官史」及詩篇あり、外國漫遊中、一八八二年巴黎に於て卒す、(日本及日本人)四六三號云々と、文學家として自ら監獄當局者たりし氏の如きは其類例の稀れる所であるが古來、文豪にして監獄制度に深厚の趣味を有し其改良に向つて偉大の力を貢獻した者

は少くない、近くはユーゴーの如きゾラーの如き又たトルストイ伯の如きも其重なる者の一人に數ふべきである、近來獨逸にあつても往々文學者にして監獄に指を染る者(刑事小説と監獄事業とは別題目なり)の多からんとする傾向を見る所であるが新進文士として此に成功したる者は先づズーダマン位の所であらう、

四百三十八

普國の現行感化法は一九〇〇年の實施にかゝるものであるが爾來豫期の如く極めて圓滑に進行し今では當初其成效を難たんじたる者も全く其聲を收むるに至つたと云ふことは誠に欽美に堪へざる次第である、右感化事業に關する一九〇五年中の成績年報なる者が例の如くクローネ翁の手に編纂せられ本年五月普國內務省に於て之を公刊するに至り余もまた此頃其一本の惠贈を受けたとであるが今回の分は前數回に比し材料も一層豊富である且つ比較調査の範圍及基礎も更に幾倍の大きさで固たさごと加へたやうである、何さま四百五十頁餘と云ふ大冊のことであるから翁の勞苦もさるこ

とながら其得意もまた想ふべきである、兎に角自ら立法して自ら執行しまた豫定の計畫に基て統一組織的、恒久的に自ら意のまゝに之を督勵し指導し且つ經營す、此くの如くにして始めて着々成功の著るしきものあるを見るは蓋し自然の數なりと云ふべし、法は人に由て始めて其活用の効を全ふすることを得べし、然かも言ふは易くして行ふは即ち難し、行ふの難きに非ず度量豆の如き俗輩の多くして強て之を行はしめざるが爲めなり、顧みて我が感化法なるもの、成行如何と見よ、偶然にも其發布と施行との時期を普國と同じふしたるにも拘はらず爾來七年餘の星霜を閲みして我れにあつては尙ほ感化事業に關して半頁をも充たすに足るの材料すら之を得る能はざる情けなき實況なるに非ずや、刑法改正に伴ふ懲治法の運命は如何、名に拘泥して實を失ひ既往の經驗を無視して理に奔り、人を顧みずして唯だ法に頼らんとするが如きことなきを得ば至幸と謂ふべし、

七月十七日

四百三十九

現行刑法第三〇七條に曰く健康を害すべき物品を施用して人を疾苦せしめたる者は豫め謀つて殴打創傷するの例に照して處斷す同第三〇一條に曰く人を殴打創傷し二十日以上時間疾病に罹り又は職業を營むと能はざるに至らしめたる者は一年以上三年以下の重禁錮に處すと僕は健康を害すべき物品即ち漆の爲めに疾苦せしめらるゝこと二十日を經過する四日に及んで尙ほ病瘳を離るゝ能はずと云ふ始末である、何んとか申分の付け得られそふなものと退屈紛れに色々愚にも付かぬ難念の起るもまた無理ではなからう

四百四十

刑事裁判の公判記事をは新聞紙上に掲載することに就ては外國の法曹社會にも兼てより何とか相當の取締を立てねばならぬと云ふことを認めてゐる所であるが幸に外國にあつては新聞の公德が比較的善く發達してゐるが爲めに品格あり信用あり且つ賣高の多い新聞紙の上には是等の記事を掲ぐることを極めて稀有にして偶々掲載した所で顕微鏡的細字を以て而かも簡短に大筋だけの報道をなすに

過ぎず我が府下に發行する大小各種の新聞に見るが如き大々的活字を以て而かも極めて詳密に實況以上に舞文羅織して一面數段甚しきは二面以上に渉つて之を掲載するやうな奇觀は恐くは他の文明國に（亞米利加は知らず）其匹儔を見る能はざる所であらふ、獨乙法律新聞に寄せたる檢事ウルフエン氏の「裁判記事」を新聞に掲載するの弊害に就て」と題する所論の大意に曰く

裁判記事は一方に事實の真相を誤り虚構妄斷又は誇大粉飾に渉る恐れあるのみならず他方にはまた被告當該者の氏名を公示することに由つて回收すべからざる名譽の毀損を蒙らしむること至大なり、裁判事件を新聞に掲載するの結果は裁判公開主義の豫期以外の弊害を將來せしむるに至らざるを得ず、彼れは親族を害し朋友を害し社交を害し社會の位置と經濟上の利益を損傷す是を以て之を見れば新聞は被告人に對し裁判所以上の強大なる職權を行ふ者なりと謂ふを得べし、裁判の公開に伴ふ自然の結果として止むを得ざる事なるか如しと雖も公益及私益の

保護を目的とする刑事政策の上より之を見れば一日も其取締を忽諸に付する能はざるの必要ありを認む云々

四百四十一

ローデンと云へば獨乙にあつてクロウチ翁に亞ぐべき監獄社會の名家であつて殊に多年南普監獄協會の主幹として免囚保護事業に深厚の經驗を有する人であるが此人は昨年開かれた同會の總會に於て「改悛の望みなき出獄者は宜しく政府の力を以て特別に之れに保護を加ふるの道を取るべし」との意見を熱心に主張した趣である「本年刊行同會第七十九回年報」

七月十八日

四百四十二

(四百二十一參看)

僕は明治二十九年の初春から仲夏にかけて南普地方のボン大學に一學期間留學して居つたことがあつて、ボンは人も知る來因河畔の瀟灑たる名都であつて氣候も善ければ風景も善く殊に大學の學風は其高尚なると堅實なるに於て全國隨一として推

奨せられて居る所である、僕の此に留學するに至りたる所以の者は同大學のゾイフェルト博士に就て刑法を研究せんとするのの一つ、對岸地のデーヒブルヒと云ふ所で建築中の新式監獄構造の實況をば見學せんとするの二つ、同胞との交際を絶て成るべく語學の進境を計らんとするの三つ、同じ獨乙でも北方とは全く其人情風俗を異にする南普地方の社會狀態に通曉する所あらんとするの四つ、其當時多少健康を害したるが爲めに之を恢復せんとするの五つ、此五つの理由から伯林より此に轉學したのであるが實を云ふと此轉學も自動的ではなく全く他動的即ちクロウチ翁の勸誘に餘儀なくせられたる譯で其當時の僕の心中では内々伯林を去るに忍びす多少、不平の感なきに非ずであつたと云ふことを後に至つて後悔し一層翁の恩誼の深きを感じるに至つた次第であるさて愈々此に轉學して見た所がゾイフェルト博士の親切建築技師の指導學友の懇誼、風景の絶美、人情の諄厚すべて豫想以上に痛く僕の氣に適ふたるのみならず、思ひ掛けなく日本最負のライオン博士の同

地にあるありて其一家の優渥なる懇遇を受ける等の仕合せを得て殆んど何一つ不満足を感じる所なしと言つても宜いのであつた、所が唯だ一つ——其僻これも一つの轉學の重なる理由であつたのに拘はらず——ごふしても意思の薄弱なる僕に堪へ得られぬ苦痛と云ふのが其當時、同地には一人の同胞の滯留せる者のなかつたが爲めに絶対に之れと相接し相談する機會を得る能はずと云ふことである、居ること二ヶ月餘如何にもして此苦痛より免がれんとするの念は益々切となり、色々考へた末が漸く其當時アツヘンに留學せる渡邊謙吉及牧野元雨氏のことに思ひ當り終に此兩氏と會見をなすの機會を造り出だすに至ることが出来た、ボンとアツヘンの距離は汽車行程約六時間里數にしたらうと東京と濱松位の間隔はあるであらう、先方には七分の強味がある、如何に風景絶佳の名都であつてもごふせ機嫌にくすぶつてゐるやうな無風流の男であるからボンに來いと言つた所で容易に出掛けて來る者ではない、由て兎に角、ボンとアツヘンの略ぼ中央に當る俗地ではあるが南

普に於ける繁華第一の都會と稱するケルンを會見の場所と指定してこゝまで互に互に出張すること申込んだのである。幸に先方も直ちに快諾を表し愈々初回の會見を遂げたのが多分四月中旬頃のことであつたと思ふ。流石に萬里の異郷にあつて兼て親しい日本人同志が久々で邂逅したことであるが故に一ト晩位の會談固より快興を盡し得られやう筈はなく終にマンマと彼れ兩人を説き付けてボンの旅寓まで誘拐し此に彼等を二三泊せしむるの計略を果たすことが出来た(但し其後屢々ケルンに會見し一度は僕もアッヘンまで誘拐せられたことがあつた。此初回の會見をケルンで行ふた時のことであるが僕と渡邊とは旅宿の一室を同ふして共に寐に就いたのである(無論同衾ではない)春の夜寒むの殊に當日は細雨霏々として濕けッぱい頗る陰鬱の天氣であつたが爲めに枕に就てもどふも底冷えが強く眠難成と云ふ鹽梅で渡邊も寒むくて仕様がなと訴へ僕も一寸眠つたら忽ち盗汗に犯されて困つたさ啣つ。渡邊曰く窓でも明け放しになつておるのではないかと。僕曰く窓は

完全に閉鎖しあるものの如し、渡邊曰く不景氣の旅宿に泊りあはせたるものかな、掛け布圍幅狭く長け短くして全身を覆ふに足らずと僕は此言に對し僕でさへ掛け布圍には何等不足を訴ふべき所なきに僕に比しては小男とも云ふべき渡邊が苦情を訴ふるこそ其意を得ずと思ふに思ふたことであるがやがて不平も言ひ疲れて渡邊、先づ既に深く華胥の郷に入る寐後れたる僕は近眼ながらもたぼろに渡邊の寐姿を見るに如何にも狭く小さいな掛け布圍を着せしめられたものと覺しく足も出れば手も現はれ覆はるゝ所は唯だ中腹の一部に過ぎぬ、成る程是れでは寒むいと訴ふるも無理ではない、室を同ふする同じ客人を待つに一方に厚く一方に薄きことの此くの如くなるは不都合もまた甚し、厚遇せられたる僕は仕合せな事も薄遇せられたる渡邊こそ氣の毒なれ、併し到る所薄遇に馴れたるが爲めか、餘所日に思ふ様には白河夜舟これも下司に育つた身の一徳天の配劑、妙なるかななどと感に入て小睡む内、いつしか夜も明けて渡邊先づ目覺めて僕を呼び起し且つ語つて曰く寒いと思ふ

たのも無理はない、是は獨り布圍の罪のみならず、窓は盡く此くの如くに開放せられあるに非ずや、昨宵此を以て兄に質す、兄は完全に閉鎖しありと答へたるにあらずや、人を欺くも亦た甚しと、成程僕は唯だ閉ぢられてあると思ふだけのことであつて開閉の如何を見届けた上で答へたのではない、近眼の僕に見届けると言つた所でそれは言ふ方が無理である、若しそれでも尚ほ僕に責任がありとならばうれば僕の盗汗と不眠とに由つて帳消となるべき筈であると答へた、窓論は兎に角、一體布圍の問題はどふなつたのであると二人立會の上、實驗に及んだ所が何ぞ計らん小さくて困つたと訴ふる所の其布圍なるものは是れは足布圍とも云ふべき座布圍大の掛け物であつて其實、あつてもなくても宜い言はゞ贅澤の裝飾物のやふな王合に一寸掛け布圍の下の方に載せて置くもので渡邊は之を見て直ちに掛け布圍だらうと速断し本もの、掛け布圍の疊み込まれてあつたの、氣付かず其上に竊込んで此座布圍を引つかけたのである、坐布圍を載せたのだから溜らない、如何に小男が小さい

く縮かまつて見た所で手も足も出るのは當り前だ何んのことはない龜の子を釣したと同じやうな圖で滑稽もこゝまで、行けば申分ない絶倒したことである、龜の子の由來と言つばザツと先づこんな始末だと素ッ破抜いて置く、同胞が寄ると兎角こんな奇談の出来易いもので言ふべからざる面白味もまた此に存す、かやうな次第で僕がボン轉學の一理由たる語學研究などのことは全く不成功に終つて仕舞つたのである

○關東州の監獄

扶桑逸人

當地監獄の狀況を報道せんと思ひながらも其機を得ざりしがこの頃栗原典獄の遼東新聞記者に語れる處左の如しと聞くが、

●監獄の經營費 關東州の監獄は素と民政署時代の警務部に於て、十八萬二千圓の豫算に依り、約三百人を收容すべき獄舎を大連に設けんと案を立て之を主務省の詮議に附したるに當時豫算は半額に減せられて新營に困難を感ずるのみならず關東

州法院の組織未だ成らずして組織後の高等法院地方法院が旅順大連の何れに置かるゝやも判明せざりし事にて監獄新營は一時中止となり居たるも昨年九月に至り法院の組織成り之を旅順に置くことに決したると同時に關東州監獄の制度も亦定まり其本監も旅順に設くることに決したるを以て警務部よりは從來兼ねて執りたる監獄事務を専務の監獄當局に引續くこととなり茲に關東州監獄の創始を見るに至り經費九萬一千圓を以て獄舎廳舎の經營を爲すことなれり

●監獄の營造物 前述の如く昨年九月法院の開始を見るや刑事被告事件は頗る増加し罪因隨つて多きを加へ獄舎の急要を感ずるに至りたれば旅順なる元寶房に於ける露國時代の經營に係る半成工事の獄舎に修繕を施さんとしたるも時恰も冬期に屬せしとて工事に着手し難き事情ありて已むなく一時の應急施設として新營費九萬一千圓中より七千圓を支出し當時陸軍の衛戍監獄たりし建物を引き繼ぎ之に修繕を加へて旅順民政部假本監とし又大連にては元憲兵署の留置所を引受け三千圓計の修繕を施して大連支署としたり金州にては元來家屋不足を告げ一時的の設備を加ふる場所とてまなき爲め據なく警察留置場の一部を借り受けて監獄に充當し居れり然るに入監者は日一日と増加し來り最早收監の餘地なきに至り旅順の如きは百五十人を收容する設備なるに既に二百人を收容し居る有様にて苦心一方ならずされども本年春期に入り彼の元寶房の獄舎修繕に取り掛り着工事を進めつゝあれば遅くも來る十月には全部竣成を告ぐべく茲に初めて囚徒に對する處遇の區別罪囚の分類を爲し得るに至り監獄としての制度を比較的良好に實施することを得べしと信ず元寶房の監獄は六十八の分房を有するを以て分類拘禁を爲すことを得て多衆雜居より來る弊害は之を防止するを得べし

●犯罪の種類 犯罪の種類は未だ複雑とは云ふべからざるも漸次に複雑の度を加へつゝあり而して其の犯罪行爲の性質は内地人と清國人とに依りて異り内地人の入監者には詐欺的行爲の知術に屬する者其過半以上を占め清國人は單純なる竊盜及毆打等全部を占め形に現はれたる上より見れば刑應

を要せざる犯罪多きが如く明に文明人と非文明人との區別が犯罪の上に現はれ居る次第なるが内地人に對しては兎に角知慮を欠ける清國人に對する我刑罰の反響が如何なる程度に於て土人社會に現實するやは當に一種の研究に値すべきなり尙又内地人の入監者は漸次に再犯者増加の傾向あり

●出入監増加歩合 入監は驚くべき歩合を以て増加しつゝあるが關東州監獄が昨年九月末警務部より引繼ぎ受けたる當時の罪囚は關東州全體に於て僅九十人なりしに本年六月末には二百五十三人の多きに達し平均一日五分八厘強即ち三日に二人弱の歩合を以て増加し居れり而して昨年九月末より本年六月末迄の出入數は入監に於て千二百六十三人、出監に於て千九十九人を算す

●現在の刑期犯數 現時在監中の囚人の刑期を區別すれば旅順のみにて

刑期	内地人	清國人
三月以下	一一人	一三人
三月以上	一二八	二六八
六月以上	一五八	二三八

一年以上	一四八	一九八
三年以上	五八	三八
五年以上	二八	八八
十年以上	二八	二八

なり而して監獄設置以來再犯に屬する者の入監は内地人四十八人土人八十三人にして現今の囚人中には再犯内地人九人土人十人三犯に屬する者は内地人二人なり

●醫治及教務 醫治に關しては相當の施設はあれども旅順監獄は幸に一種の監獄病と稱すべきものは皆無と云ふも不可なく入監者の體量の如き出監の際の概して増量を爲し又患者數は至つて少く一日平均一人にも當らざる状態にして醫治の方面は結果甚だ良好なり次に教誨は目下相當の宗教家に依頼し日曜毎に教誨を加へつゝあり併し清國人は智識の程度低きのみならず言語其他の關係もあることゝて土人に對しては作業に依りて其精神改良を爲すの考なり

●作業の種類 囚人に對しては檢束規律により必ず一定の作業を爲さしめざるべからざるも滿洲は

内地臺灣等とは作業原料の關係を異にし土地の原料を使用するの便なく其材料を内地若くは朝鮮等より求むるとすれば監獄經濟に多大の不利を來すを以て關東州監獄にては土地其物を利用して囚徒に定役を與ふるの外なき故に今後は成るべく土地の利用を計らんとす斯くする時は土地利用の關係よりして割合に多數なる土人囚徒をして社會生活と連絡せしむるの効果あるのみならず一面監獄經濟を利することを得且つ土人に對しては作業に依つて一種の感念を與へ人間として社會に生存する以上職業心なかるべからずこの念を起さしむるの良果を得ればなり而して目下土地の利用による重なる作業は煉瓦製造と荒蕪地の開墾なるが結果は何れも良好なれば耕耘の如きは今後兩三年の中には多少の成績を擧ぐるを得べし目下囚徒の作業に就き居るは煉瓦製造七十七人、耕耘二十二、土方十八人、木工十二人雜役九人炊夫四人掃夫三人和裁縫女二人靴工支那人二人にして成績は何れも見ざるべきものあるを以て今後作業場所の設備成らば其他の工事も漸次に増加する計劃なり、

要するに關東州監獄は創始の時代に屬するを以て施設經營益改良を加へ大に監獄としての面目を發揮するの決心なり云々

○唐津分監の狀況

佐賀監獄唐津分監は附近監獄の懲治人幼年者を收容し教養しつゝあるが昨年中に於ける一般の狀況頗るを最近發表せられたる統計書より摘録すれば左の如し

●一般の狀況 收容者の原籍地は關西四國九州に跨り罪質は貨幣偽造文書偽造變造謀殺殿打創傷強盜詐欺取財放火森林法違反贓物に關する罪其他成年囚人の罪質と異なる處なし、年齢を區別すれば幼年四十九人内六人は懲治處分を受けたる者未成年七十九人、刑罰別にすれば貨幣偽造謀殺に對する重懲役の未成年各一人故殺に對する輕懲役の未成年一人其餘五年以下二月以上の禁錮懲治人は一年の期間の者三人六月の期間の者三人なりとす

●罪質及犯數の割合 竊盜最も多く幼年者三十三人未成年者四十三人は之に屬す犯數に觀るときは

竊盜の初犯十七人再犯二十八人三犯十一人四犯五人五犯六犯各二人七犯一人懲治人は何れも初犯にして其他の罪質は官私文書偽造變造の十二人詐欺取財の十六人を多數とし餘は一人乃至六人とす最多を占むる竊盜を百分比例するときは幼年者は三八人、七六未成年者は五十七人、九六なり

●犯由及動機 直接なるか間接なるか近因、遠因か不明に屬するものあるも犯由として擧ぐる處のものは利慾、遊蕩、騷擾、意憤、誘惑、痴情、酒興、忿怒、怨恨、窮迫、奸俠、習癖、生育不良、家庭不良の十四なり内利慾に由るもの二十五人遊蕩に由るもの三十八人騷擾者十四人意憤二十人習癖十五人にして他は一二人に過ぎず而して其多き部に屬するは概して竊盜犯者なり而して偶發犯と習慣犯とに區別するときは偶發は五十九人習慣は六十九人なりとす

●父母の存亡區別 實父母を有する者幼年者未成年者合せて六十四人、養父母を有する者四人、實父繼母を有する者十一人、實母繼父を有する者一人、父のみ有する者十三人、母のみ有する者二十二、

父母共に有せざる者十三人にて之を更に細別すれば實母に別れたる年齢五歳未満五人、十歳未満十人、十五歳未満三人十五歳以後一人、不詳五人、實父に別れたる年齢五歳未満一人十歳未満四人、十五歳未満七人、十五歳以後四人、不詳六人なり

●父母の行狀及財産 父に犯罪ある者六人、父母に犯罪なきも父母の行狀不良なる者四十五人其間に生育して竊盜したる幼年未成年者は三十三人拘捕二人詐欺取財三人にして財産は無資産の家庭に生育したる者多く其數百九人其中竊盜したる者七人、拘捕二人、詐欺取財十二人其他は前示種別の犯罪なり

●收容者の教育程度 小學全科卒業以上六人、小學全科卒業十七人高等小學四年九人三年十人二年十一人一年十五人其他は尋常小學又は全く就學せざりし者にして中途退學の理由は貧困の爲めにしたる者最も多く其數十九人なり

以上の外收容者の職業又は嗜好等詳細統計的に調査したるものもあるも特に異りたるものなければ其煩を避くこととせり若し參考するを要すとならば

同監に知照せらるべし

○酒と賭博を戒む

(大分監獄のことゝも)

大分監獄に於ては機宜に應じ修身衛生に關する心得となるべき事項を編纂し在監人をして看讀せしめしことは其都度報道せしが今回又「斯友」と稱する小冊子を編し吏員及在監人の修養に充つることゝしたる由にて同冊子には「大分縣の面影」と題せる俗歌を綴り同縣下の地理物産等を平易に知らしむるものすらありて銳意改善を勸めつゝある傍ら酒及賭博に關する俗歌を作り看讀せしめ居れり其全文の如し

酒害の歌

第一

酒は酒の害毒は、
心を亂し、身を毀ち、
破滅を招く、基にて。

第二

魔神様を、摩滅せしめ、
道徳心を、滅亡し、
人に排斥受くるなり。

其數限り、あらざれど
生命を縮むる、摩滅劑

智識肥満を、滅殺し
不徳粗暴を、振舞ひて

第三

持つて、生れし體質を、
惡變せしめ、疾病に
罹れば治癒も、易からず、
害を子孫に、遺傳すなり。

第四

只夫れのみか、尙も亦、
癡狂、白痴いろ／＼に
之れが實例も、多わらう。

第五

我儘遊惰が、募り來て、
何の仕事も、手に就かず、
貧の苦痛に貴めらるゝ。

第六

負債は嵩み、義理を缺き、
信を失ひ、友離れ、
惡る同族も、悪き果てわ。

第七

其量漸く、増増して、
妻子、眷族、打捨て、
自殺を爲すに、終らずば、

第八

種々の罪狀、積み重なり、
囹圄の裡に、繋かれん、
嗚呼恐るべき、酒の害、

慎むべきは、酒なるぞ

賭博の戒歌

第一

賭事勝負は、昔より、
これに就りし、者は皆、
奈落に沈む惡魔なり。

第二

罪なき無垢の、おきな兒か、
物品賭ぐる、勝負事、
家産盡に、陷るるぞ。

第三

よしや物品、賭けずとも、
學びを棄てし時忘れ
親に心配、慙くるなり、

第四

わら／＼ものゝ、なりの果
頻に反響、放蕩に、
其末如何に、なるべきか

第五

勝負は時の、運とやら、
負くれば裸體、一貫で
悔しき餘り、自棄なる。

第六

勝てば惡銭、身に就かず、
尙も夫れにも飽き足らず

第三

持つて、生れし體質を、
惡變せしめ、疾病に
罹れば治癒も、易からず、
害を子孫に、遺傳すなり。

第四

只夫れのみか、尙も亦、
癡狂、白痴いろ／＼に
之れが實例も、多わらう。

第五

我儘遊惰が、募り來て、
何の仕事も、手に就かず、
貧の苦痛に貴めらるゝ。

第六

負債は嵩み、義理を缺き、
信を失ひ、友離れ、
惡る同族も、悪き果てわ。

第七

其量漸く、増増して、
妻子、眷族、打捨て、
自殺を爲すに、終らずば、

第八

種々の罪狀、積み重なり、
囹圄の裡に、繋かれん、
嗚呼恐るべき、酒の害、

家財道具を、運び出し、
質屋の藏に、投げ込みて、
諸般のきて、尻まくる。

第七

喧嘩口論、花がさき、
遂に怒みが、重なりて、
男俵だこ、濟ます馬鹿

第八

嗚呼恐むべき、博徒等が、
天網如何にか、逃すべき、
永く囹圄の、憂を見む。

○横濱監獄犯罪外人の數

明治三十二年七月條約改正實施當日米人ミルラーを拘禁したるを始めとし爾來横濱監獄に拘禁したる外國人は三百四名に達し一箇年二十名乃至四十名の入監ありたる由にて最近三箇年には八十九人を收容したることなるが其中最も多きは清國人なりと云

○山口監獄の發火原因

山口監獄に於て去七月二十八日午後三時二十分突

然東部工場の一部より發火し遂に工場二棟を焼失したることは前號紙上に報通せしが其際發火原因と認めたる傘頭に冠する油紙は果して火氣を誘發すべきものなるや否やに就き山口警察部に於て實物試験を行ひたるに左の斷定を得たり

材料第壹回美濃紙貳拾五枚在油約百瓦第二回美濃紙三十枚在油約百瓦氣溫室內二十九度室外三十四度美濃紙に油を塗擦し之れを日光に曝露し四時間乾燥し午後壹時之れを檢するに半乾燥せり之に於て各紙葉を八折し疊積して小箱に納め再日光に曝露し一時三十分間を経て之を檢するに表面に於ては外觀的異狀を呈せず然れども温度は上昇して辛ふして觸覺に堪へ得るの高度を示せり其中間に至りては指尖の試觸に堪へず試に之れを離開すれば著しく發烟し油は燃燒の爲め分解して炭化し黒色乃至黒褐色を呈し將に發火迄に近き狀態を示せり依て舊態に復し放置したるも此検査の爲め放散したる温度は再上昇せず之れ蓋し其原動煤助體たる油の大部分已に分解したるに因するものならん依て翌二日更に

此試験を反覆したるも午後二時沛雨至り目的を達せず只四十分間に温度上昇八拾二度に達したるを實驗せしに過ぎず爾來事故の爲め試験を中止せり以上實驗に徴するに其原理に至りては詳ならずと雖も油紙を強き日光に曝露し後之を疊積し空氣の流通不十分なる場所に放置するときは一種の運營を起し熱度著しく上昇し時として發火することあるべきものと信す

○東京養育院の作業及工賃

東京養育院に收容中の男女の作業は炭團製造三十二人木工桶工靴磨各一人狀袋六人紙函二十七人洗濯及仕立四十四人藥細工四人麥挽四人麻裏草履製造四人機業三人にして之に依り獲たる工賃は成年者に在ては最高額四圓五拾錢なりと又同院付屬小學校に在る兒童の作業は麻裏草履七人狀袋三十人裁縫三十五人編物四人にして之が工賃は最高二圓六錢にして一人の稼高は平均一圓拾九錢八厘弱なりと云

○入佛式

(沼津分監と奈良監獄)

沼津分監にては教務所長長岡覺性氏兼に京都監獄其他へ出張の御本山に請願し尊像の下付を受けたるを以て一時沼津に在る本願寺派説教所に假りに安置せしか客月十六日入佛の式典を舉行せり長岡教務所長は前日分監に到り諸般の準備を整へ印南典獄は同日安永看守長を隨へ分監に着し午前九時開場福地分監長の式辭吉田教誨師開扉尋て讀經教務所長教誨師典獄分監長教誨師監獄看守及來賓惣代在監人惣代の焼香あり終つて吉田教誨師の表白文典獄の告諭文明讀土山布教師庄野監獄醫依田教師來賓惣代手塚檢事の祝文祝辭あり最後に教務所長の教誨ありて莊嚴なる儀式は終り來賓には茶菓を饗し在監人一同に供物を配與せり當日長岡教務所長の父母の慈悲につき如來の大慈なることを敷演し教誨する所ありたるには多大の感慨を以て謹聴し感泣鳴咽大に向上の動機を與へられたるが如し左に重なる表白文告諭及祝文を掲ぐ

敬白ニ婆塞教主釋迦善逝安樂能入無世世雄而吾人聖一代藏經閣明道教以折法塵之妙理根本三部妙典宣示弘願以施眞實之利由一尊喚遣微可達彼岸矣恭惟

國光赫々四海歸聖皇威汪洋庶民懷澤實可曰其德也

蓋吾本山施教諸于各監獄其改過遷善之効續著觀今也監獄至處無不有教誨設仰又當宗教深出全力盡心也

慶哉

本山益用力官愈助化業不問現在與將來二利功不也茲日本日佳辰

莊嚴道場舒運佛之歸緣讀誦聖典誦佛祖之鴻恩值此嘉會抽籤法之誠達此勝緣誰不發菩提心

庶幾

福基永固聖化無窮天下安穩萬民禮伏乞一切三寶

愛二本日ヲトシテ悲智圓滿ノ尊像ヲ奉迎シ入佛ノ式典ヲ舉ク

ニ際シ敬テ各因ニ告ク

恭シク惟ミルニ佛陀無限ノ慈光ハ普ク宇宙ヲ照シテ到ラサル所

ナシト雖モ特ニ罪惡ノ深淵暗黒ノ悲境ニ浮沈逍遙スルモノニ向

テ一層切ナルモノアリ先德曰ク佛陀ハ衆生ノ苦惱ヲ以テ其病ト

スト嗚呼何等ノ悲感ゾ

爾等生ナレバ長ニ享ク特ニ明治ノ聖代ニ值遇ス實ニ萬歲一遇

ノ至幸ト謂フヘシ然ルニ一朝愛欲名利ノ妄情ニ囿ラレ利獄悲慘ノ苦ニ陷ル所ノ如キハ皇上愛護父母鞠育ノ鴻恩ニ悖ルモノニレタ不思不幸ノ罪天地ノ共ニ容レサル所ナリ思フテコトニ至レハ轉リ汗寒ノ念ニ堪ヘス

然リト雖モ爾等敢テ落膽自棄スレト勿レ一條ノ光明ハ赫々トシテ爾等ノ眼前ニ輝ケリ其境遇ヲ憐憫シテ以テ病トシ玉フ佛陀ハ日夜ニ慈光ヲ放テ爾等ヲ照護シ玉フ須ラク深ク自己ノ罪惡ヲ懺謝シ誠意ヲ抽ンデ、其光ヲ仰ケ慈悲流カナル佛陀ハ決シテ爾等ヲ捨テ玉ハサルナリ

爰ニ至仁至慈ナル皇恩ニ浴シ爾等ト俱ニコノ尊像ヲ奉安スルノ慶賀ヲ得無限ノ感ニ禁ヘス一言以テ諭告ス

神國監獄典獄從七位 印南於萬吉

今回眞宗本派本願寺ヨリ阿彌陀如來ノ御尊形ヲ下附セラルルアリ本目茲ニ各位ノ參列ヲ恭フシ入佛ノ式典ヲ舉行スルヲ得ルハ當分監ノ光榮ト云ハサルベカラズ御モ當分監長ハ赴任已來夙夜勤精在監諸子ヲシテ改過遷善ノ實ヲ舉ケシメント務メツ、アリ不肖モ亦已カ非オチ計ラヌ其驥尾ニ臨シ夜々泣々愈ラサラント期スレトモ其志常ニ達セサルハ深ク慚愧スル處ナリ涅槃經ニ云ク譬ヘハ人ニ七子アリテ其中ニ一子病ニ遇フトキハ父母ノ愛ハ平等ナラサルニアラスト雖モ然モ病子ニ於テ心偏ヘニ全キカ如ク如來モ亦諸ノ衆生ニ於テ平等ナラサルニアラサレトモ然モ罪アル者ニ於テ心偏ヘニ重シトサヘ在監諸子此尊形ヲ拜スルニ當リ常ニ如來ノ諸子ナリ層層憐憫シ給フヲ思念シ慈父母ニ對スルノ思ヲ爲シ大ニ既往ノ罪過ヲ悔悟シ遷善ノ實ヲ舉ケント志シ

て多大なる感動を惹起したり

○各地の水害

去二十三日より降雨の爲各地に水害起りたることは新聞紙に記載せることなるが監獄の水害に就き各地よりの報道を一括し左に掲ぐ

宮津附近 分監獄飲用水源地破壊し又畑地二千二百六十坪土砂侵入せり

沼津附近 狩野川は一丈九尺増水家屋の浸水六百五十戸、流失家屋七戸人畜の死傷詳ならず黒瀬橋永代橋墜落し往來するに舟を用ひ町民は學校寺院へ避難せり分監は職員の家屋浸水九戸小使一戸にして小使の家財は殆んど全部流失せり増水の爲め出勤し得ざる者九人同分監は非番看守をも召集し警戒を爲せり分監より國道に通ずる道路百二十一間の内所々破壊し約二十間に及へり

埼玉附近 荒川筋増水熊谷町の一部も浸水したるも分監周圍は三尺餘の増水なるも分監構内には浸水するに至らず本監舍脇の利根川沿岸は降雨の爲め龜裂を生じ激浪に打たれたる下方約十五坪飲陥

之ヲ小ニシテハ幸子トナリ以テ父母ノ心ヲ安シシ之ヲ大ニシテハ忠貞ノ國民トナリ國家ニ盡クサント期シ以テ國家ガ諸子ヲ保護訓誨スルノ恩典ニ酬セサルベカラズ不肖モ亦教師ノ職ニ承テ爾等ヲ以テ勸力無辭ヲ陳スルコト爾

沼津分監教師 依田眞澄

かねて建築中の奈良監獄にては頃日教誨堂の設備完成したるを以て本派本願寺より更に御木佛及佛具一式を寄贈し八月二十五日懸轡なる入佛式を舉行せり當日も本願寺より導師として執行足利義藏師講師としては宿老赤松連城師出張され費事花田凌雲師此に隨行せらる

御木佛は市内淨教寺に假安置されたるを以て當日午前十一時看守長教誨師市内寺院の法徒等同寺へ出迎へ零時半監獄に着す此時典獄以下吏員一同及前記本願寺使僧玄關前にて奉迎せり式場に於ては典獄先づ立つて本願寺出張員に謝辭を述べ更に在監人に對して訓示すること甚だ懇篤終つて開扉勤行あり教誨師の簡單なる告示に次で赤松師の約一時間に亘る教誨ありて式を終る此後女囚を入場せしめ教誨師の教誨あり式は午後一時に始まり二時半に終れり在監人一同はうの莊嚴と教誨により

せり

山形地方

甲府地方 瀛車不通二十七日より郵便届かず

となり瀛車通せず二十六日より電信のみ開通せり郵便物は二十七日朝より長野を経て通せり迂回練小諸輕井澤間も瀛車不通の爲め電信も延着を免れず隨つて被害程度詳ならずしも事後の調査に依れば橋梁破壊家屋流失人畜死傷も少からず

小菅方面

荒川筋綾瀬川筋共一丈餘増水し之に連れる監獄の渠堀も堤塘護岸上に氾濫せんとし堤防破壊の危機に迫れる爲め徹夜防水に盡力する所ありたる折柄綾瀬川小谷野橋附近の堤防破壊せし爲め東方上千葉村より以南へ奔流したるを以て同川の水勢は稍減水の狀態なりしに荒川筋の堤防決潰の報を耳にするや警戒を怠らざりしに荒川筋愈増水激流の爲め戸田川口及元郷の堤防を破壊するに至り遂に同村附近及千住一圓を湖水としたり本監は構内へは浸水するに至らずして想みしも堤防其他より漏れたる瀧溜水甚しきより種々排水の方法を講じたるも外部の水量高き爲め其效なく耕耘地

及受負業煉瓦工の幾部浸水せり之が爲め幾部の囚徒は休役せしむるの止むを得ざるに至れり農作物も幾分の實を破りたること勿論なり

福島縣方面 近傍諸川増水氾濫し監獄本監の耕耘地沿岸の橋梁墜落し堤防破壊田畑浸水農作物は殆ど流失し畑地は荒廢に歸せり中村分監耕耘地の農作物も殆ど全部流失せり

○監獄法及施行規則案脱稿

法律起草委員の手に編纂中なりし監獄法及監獄法施行細則は此の程脱稿したるを以て不日主査委員會議に付し逐條審議する筈なりと

経

組

はがき短文
を歡迎す

●土方博徒等の親分子分の間柄は主従の關係の如きは可なるも其横暴なるは憎むへし近事滿洲の地にも其弊風蔓延し土木建築又は物品運送の請負を爲し居る者あれば土方博徒と同視し旅費の欠乏等を口實に強請に出掛かくる者あり爲めに風紀取締

を急きつゝあるなり……租借の新領地これだから困る……(滿洲風紀生)

●雨山居士と號し法律新聞紙上漫録に白綠林と題し、強盜は愚にして竊盜は智なり「すり」に至つては美と云ふへし強盜は惡むべし、竊盜は更に惡むへし「すり」は甚だ憐むべし「すり」は強竊盜と混

する勿れ暴力を用ひず、人の安眠を害せず、巧に手術を以て掠め取る其第一動手品師の一種にして其間輕妙の技殆んど神に入るの概あり、掠めらるゝ人の油斷に乘して掠取るの際既に美の一點掬すべきなからめや「すり」は眞個に憐むべきなり(中略) 拘捕は人の知る所佛語に「ビボツケ」と云ふ云々と固點付の贊辭を以て拘捕を許せり言ふ事に事を欠き拘捕の手段を援引して美の一點とは何等の妄語を如何に冷靜に考ふるも眞面目の筆者とは思はれず物好きに其目くら誌を書いたものか

(半解生)

●犯罪の原因を社會的個人的の二原因と認むるは異論なし自然的原因に至つては甲是乙非之を認むる者と認めざる者あり空前の大洪水は家屋を流失

し農産を滅絶せしめ甚しきは生産物として孤獨を製造せり事茲に至らば犯罪の餘儀なきに至るや免るへからず幸に恤救の惠澤至らば則ち己む然らざれば空手挽回蓋し難からん薄志弱行は墮落を伴ふへし經世家覺醒せよ……(丹青)

●桃畑の番人が子供に強請られて桃取りに入りたる者を鐵棒で毆殺したる事件あり、五錢の借金を催促されて喧嘩となりたる末仲裁人を殺したる事件ありて随分物騒千萬なこと、危みつゝある一面には貸地の差配人が借地主に田地返還を迫りたるに返還せざるより借主が植付けし苗の間に更に差配人が小豆を植付けて苗の生長を妨けたりと云ふ植物藥毀罪あり、變挺な犯罪廣めて貰ひたい大阪

人士の估券が下がらア、……(大阪生)

●刑法改正案に有期刑は三分の一無期刑は十年を経過したる後假出獄を許す規定あり刑期の長短に拘らず假出獄の制限を削除するを可なりとす既に成案とし、發表せられたりと雖も改廢必ずしも難きにあらず監獄當局の意見に問ひ利害得失を明かにすへし之に刑の幾部經過の制限を付せざるも弊

害之に伴ふものにあらす若しありとせば法の罪にあらず人の罪なり……(前川徳太郎)

●韓國の司法制度の亂雜は想像外なり觀察使と郡守との裁判權の限界明かならず上級平理院の判決あるも法部大臣の判決あるも確定不動にあらず一に贈賄の多寡に由りて訴訟の勝敗變動常なし法は死物なり人も死物なり法の保護を受けるは韓國忠良の民に非ずし、袖の下に黃白を投入する奸人原なり改革輔導難い哉……(韓非子)

●日清講和條約締結の使命を帶へる李鴻章を馬關卓頭に狙撃したる小山六之助北海の獄に苦辛すること幾年曩に減刑令の殊恩に浴し今又假出獄の特典に遭ひ夢想せざりし白日を拜す天恩優渥希くは悔ひよ……(北海道人)

●凡ろ艱難なるものは吾人が道德並に宗教に關する智識を養成する機會なれば從容として此間に學ぶ所なるへからず艱難に處して亂るが如き事あるへからず、艱難は汝を玉にすとは千古の金言艱難なりとて厭世觀に陥るが如きは丈夫にあらずのみならず小事を遂げざる弱輩なり此語を修養し

て自己を益し併せて教接の任に當るへし……

(東洋ブレッツシグトン)

●樺太臺灣の果までも文明の德澤に浴する聖人に遇ひ不平不満に泣暮す人々も麒麟孔子も猶齊魯の間に流浪して任に就き敢へず遊久しく白駒の隙行く陰を重ねしとか普天の下率土の遠至る所に青山あり骨を埋むる豈二三の地に止まらんや普く之を求めて容れられずんば天なり命なり周陽山に籠り鬼神を友とせよ世を責め人を譏るは道徳の缺乏せるを表白する此の上に出づべきかは……

(在葉片岡生)

●監獄改良の楷梯は看守の改良にあり白髮無爲の老看守を死罪に處し學識ある少壯有爲の者を登用するにあり或年金取老看守曰く「看守は山出しに限る目に一丁字なきも可なり」と咄々何たる卑言ぞや苟くも吾輩は憐むべき罪囚の嚴父となり慈母となり活模範たらざるへからざる責任を有する國家司法機關の一部員を年金に没々たる者と輕すべからず……

(巢鳴二葉生)

●改正刑法の實施に伴ふ最大急務は老朽看守長の

淘汰看守給の増額看守採用程度を高むるにあり刻下低給にして尙高きは看守給なり諺に安物買ひの錢失ひとは目下司獄吏の狀態なり聞く典獄會議に於て司獄官吏の制服改正を議せしとこんな事にて

(樺戸天狗)

囚徒改善の實を挙げ得べきや……
●某海軍中將職工の妻を姦し其詰責に遭ふや脅迫を名として反つゝ其夫を法廷に訴ふ夫某の手段禮を欠く者ありと雖も公廷に告白せる中將の質言は姦通の事實を明かに認めたるに似たり誰か判決書を讀で其心事を陋とせざる者あらんや社會制裁の薄弱驚くの外なし又た問ふ中將たる者正々堂々世の惑を解かざる……

(傍聽生)

地方通信

○弘前たより

拜啓益御建勝奉賀候田舎便の一節として當地の狀況一斑御報申上候當弘前は御承知の通り舊津輕藩主の城地にして廣茅千里と迄形容し難くも周圍七

地方通信

里餘を有し往時は戸數一萬と申し居候土地にて隨分繁昌致候も明治四年廢藩置縣の制令は青森縣廳を青森市に設置せられ其他主要なる官衙も青森に新設又は移轉せられたるより俄に戸數人口の減退となり商工の業も萎靡不振と相成候のみならず青森は地勢上發展し得べき位地に在り乃ち北海道の開拓と共に發展するも弘前は秋田に通するの外要路にもあらざるのみならず土地特有の物産も無之爲に漸次に衰退致し候こと勢ひ止を得ざる次第に候然るに近年第八師團の設置と青森と福島との間に鐵道開通の便開け候より稍人氣を添ゆるに至り戸數七千、人口三萬五千餘と相成申候併しなから長く四方雍塞の間にありしとて商工業者は比較的增加せず其三分の一は舊藩士族にして現に官吏たり公吏たる者なれば官尊民卑の風習を存するも生計の程度教育の進歩社會の制裁力等は一頭地を抜けるものゝ如く人情は概して質朴なるも蠻的行動を演ずることも往々見る處に候、

弘前分監は市の北端に在りて青森本監を距ること十二里餘に候分監の建物は元祿年間舊牢獄を移したる後弘化三年火災に罹りたる爲め改造したるものにて廢藩置縣の際青森縣に引繼ぎ明治十年弘前裁判所の開始せらるゝ共に弘前監獄支署と改稱し從來の獄舍たりし大牢中牢及女牢と稱する三房の外に二房を増築し其後事務所辦の必要上或は規則の改廢に伴ひ漸次に建増致し明治二十四年當地方各宗寺院及監獄署員の寄附を以て教誨場一字を建立し二十七年に至り分房監を新築致し以て今日に至りたるものに候

在監人は由間僻地に有勝ちの森林竊監若くは酒造税法違犯の如き地方的慣習に起因する犯罪者多數を占め癡惡の徒とてはこれなく淳朴温順能く教令に服從致候本年は稍入監者を増加致候其増加は昨冬來森林濫伐事件の大檢舉ありたりと賭博詐欺取財等共犯罪者多數なりしと又中學生爭鬭事件ありしに因る者に候尙數年來の罰金不納者の換刑處分を爲さゝりしを一時に換刑執行したると亦増加の一原因に候斯る次第にて在監者は常に六十人内外を昇降致居候右様の地方的犯罪とも申すべき森林竊盜若くは酒造税法違犯の如き犯罪は減退の模様な

きのみならず森林竊盜の如きは其方法粗暴を極め
 隣昔村民が生計上の助けとする爲め盜伐したるが
 如きにあらずして地方の有力者が帷帳に參與し村
 民を唆し一時に數千石數萬石を濫伐せしめ山中
 に放置し他日拂下の際廉價に拂受けんと目論見候
 輩もありとの事にて檢舉も容易ならず其跡を晦ま
 すの巧なるは驚くはかりなりと申す事に候學生の
 爭鬭事件の如きは取締嚴密と相成漸々減少の傾向
 を來し候も森林竊盜酒造稅法違反の如きは前陳の
 通り寧増加するの觀有之候此の點に就ては當局者
 も其防遏策に苦心被致現に取締矯正の方法を考案
 中につき追々面目を改むると、期待致候其他監内
 方法取締の何如等も御報進申上げんかと存候しも
 小分監のことにも有之異彩を放つへき資料とも相
 成間敷と茲に擲筆仕候頓首

○甲府だより

甲府監獄生

拜啓客月二十三日朝來雨天なりしが午前十時頃よ
 り豪雨となり一面出水の警報に接したるを以て午

後より外役四人は屋内に就業せしめたる折柄沛然
 たる豪雨は忽ち敷地北岸濁川の氾濫を見るに至り
 敷地附近は一帶に浸水し相警戒を加へ防禦の方
 法を講し候も雨勢は益々劇烈となり午後五時頃
 至り候ては市中より當監に通せる道路は浸水四五
 尺に及び附近一帶に茫漠たる狀を呈し翌日尙歇ま
 す當監の運搬は全、杜絶の姿にて支障尠からず候
 し、假監房等は相當に地盛を爲しありたるを以て
 浸水の虞なく敷地一體も浸水せるのみにて被害と
 申す程に無之候も一般の道路は降雨毎に浸水し甲
 府市が開鑿を約せる當監への通路は未だ着手實行
 の運に至らざるが爲め今日に於ての障害の多大な
 るは頗る遺憾に御座候當監附近は低凹の地にして
 甲府市に貫流せる笛吹川亦紀濫市の西南を廻流せ
 る荒川亦覆盆の有様にて堤塘決潰の虞ありとて其
 筋に於ても怠りなく防禦致候も浸水減退せざるの
 みならず天候未だ險惡なるを以て充分の注意警戒
 を加へ候當監東側周圍塀の地形工事、工塙土台下
 石積工事倉庫の石積工事等も多少の沮害を蒙り煉
 化製造工も其規模を擴張し稍製作數を増し尙擴張

質疑應答

問

甲刑執行中或は執行後乙刑發覺し甲刑は乙刑
 に通算せられたるときは現役百日は甲乙兩刑
 に就て各別に控除すべきや換言せば甲刑執行
 に當り一百日控除したるものを乙刑執行に當
 り又更に一百日を控除すべきや

答

甲乙兩刑通算せられたるとき前刑執行中たる
 と執行後なるに關らず一たび一百日を控除
 したるときは更に控除すべきにあらず

問

巡查看守退隱料及遺族扶助料法第三條に依り
 退隱料を受ける者又は受くへき者再び前職に
 就き第一條第一項の各號の一に當るときは前
 後十二月未滿の月數をも通算すべきものなる
 や

答

前後の月數を合算し十二月に滿つるときは一
 年とし端數は切捨つるものと信す

問

九年餘勤續し同法に依り一時金を受け又は受
 くへき者再び前職に就き退職し前後通算する

質

疑

應

答

(九六)

工事を施しつゝあるに際し多少の損害を受けるに
 至り工事の進行に影響すること尠からざる義に御
 座候二十五日夕刻に至り漸く降雨小歇の狀となり
 二十六日朝に至り全く天候回復を見るに至り候前
 示の笛吹川は當監を距る里餘の石和驛近邊に於け
 る堤塘欠壞荒川亦其下流に於て破壊爲めに甲府市
 附近の浸水は減退し隨て當監敷地及附近も亦平常
 の狀態に復し申候乍併當監への唯一通路たる濁川
 左右の道路は何れも非常に破壊且橋梁も破損致候
 に付之が修理終らされば建築材料其他の物品とて
 も運搬し得ざるを以て之が修理及敷地内各工事中
 に屬する各個所の排水其他處々に點在散亂せる材
 料を取纏むる等多少の日子を要し候從つて兩三日
 後に於て始めて豫定工事を繼續するを得るまでに
 至り候右様の次第にて當監の敷地のみならず縣下
 一般道路橋梁の破壊家屋の流失人畜の死傷尠から
 ず汽車は勿論電信まで一時不通致候隨つて物資の
 輸送又は通信 多大の障害を及したることに候
 右差掛り近狀御報まで 草々

答
場合には後職一年に滿たざるも前後月數を合算し一年に滿つるときは十年と計算すべきや御問合の通りと信す

編輯局より

原稿は鮮明且必ず氏名を記載せられ
度旨數々御注意申上候へ共往々誤字
脱字又は鮮明を欠き止むなく掲載を
見合候ものも有之候就ては重ねて左
の事項御注意までに申上候
原稿は氏名を明かにし止むを得ず
匿名を以てするるときと雖も匿名の
側に氏名を記載すること
字体を鮮明にし一行二十二字詰と
すること但はがき短文は字數御隨
意のこと

監獄に關する施設又は時々之の出來
事は成るべく速に報道せらるゝこ
と
出獄人保護事業に對しては政府よ
り補助金交付の議熟し不日實施せ
らるべしとのことなればこの業發
展のため續々意見及事業經過の狀
況御發表を請ふ



再 版 廣 告

典獄 印南於兎吉君 編纂
司法屬 土屋直文君

監獄法規

實價金三十五錢
郵税金 八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關ス
ル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ
於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且攜帶ニ便ニシテ價モ
又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監
獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

發行所

監獄協會出版部

東京市四ツ谷區愛住町二番地

電話(具)番町二一
振替貯金口座七九八三番

宮下 釦太郎

會費送附方

肩書	番地	宛名	振込局名
----	----	----	------

東京市麴町區飯田町
五丁目三十番地

監獄協會委員 藤澤正啓

神田一ツ橋通郵便局

明治四十年九月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人 磯村政富
印刷人 磯村兌貞
東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地
發行所 監獄協會
東京市神田區鎌倉町七番地
印刷所 東京書院活版部
東京市神田區鎌倉町七番地
賣捌所 同支店